FIT制度・FIP制度

# 再生可能エネルギー電子申請

## 操作マニュアル
## 【FIP認定申請：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス】

第２５版　２０２６年１１月４日

# 1-1.ログイン/ログアウト

申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページにアクセスし、ログインを行って下さい

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法




GビズIDを利用して手続きを行うか、
GビズIDを利用せずに手続きを行うかを選択することができます。
GビズIDを利用して手続きを行う場合、申請情報確定時点でGビズIDが必要になりますので、
予めGビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください。
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです。

# 1-1.ログイン/ログアウト

発行済みのユーザ名、パスワードを入力して下さい

ログイン方法

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID　abcd1234

パスワード

› パス

**対応ブラウザ：**Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

1

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

2

ログイン

「ログイン」ボタンをクリックします

マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。　› 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

# 1-1.ログイン/ログアウト

[ログイン]に成功するとマイページが表示されます



# 2-1.認定申請[認定申請入力]

以下の手順で登録を行います。

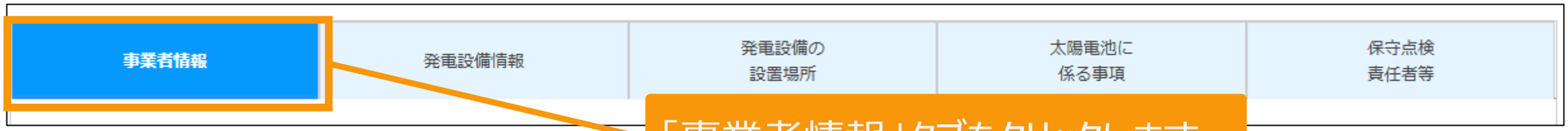
**1．＜共通＞仮登録.pdf**のP.2～16を参照し、必要事項を入力・選択します。

※以降は申請対象により手順が異なります※
※**説明会概要報告書**または**事前周知措置概要報告書**の入力方法については、
それぞれ以下を参照して入力してください。
**説明会概要報告書：＜共通＞仮登録.pdf**のP.41～42
**事前周知措置概要報告書：＜共通＞仮登録.pdf**のP.91

**【仮登録が不要な場合】**
**2．**本マニュアルの**P.5**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

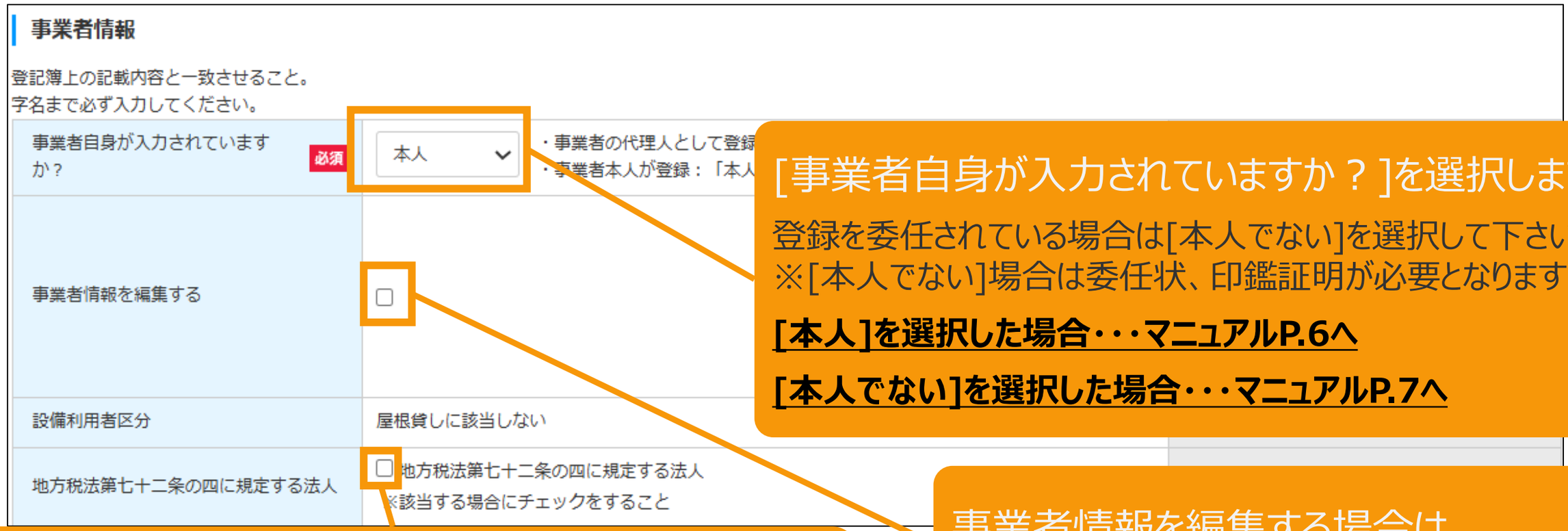
**【仮登録が必要な場合】**
**2．＜共通＞仮登録.pdf**のP.17～31を参照し、必要事項を入力・選択します。
**3．**その後一定期間を経て**＜共通＞仮登録.pdf**のP.32～36を参照し、本登録へと進めます。
**4．**本登録へと進めた後は、本マニュアルの**P.5**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

# 2-3.認定申請登録[情報入力]




「事業者情報」タブをクリックします

## [事業者情報]を入力します




[事業者自身が入力されていますか？]を選択します

登録を委任されている場合は[本人でない]を選択して下さい
※[本人でない]場合は委任状、印鑑証明が必要となります

**[本人]を選択した場合･･･マニュアルP.6へ**

**[本人でない]を選択した場合･･･マニュアルP.7へ**

事業者情報を編集する場合は
[事業者情報を編集する]にチェックを付けます

**編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目はマニュアルP.6を参照して下さい**

事業者が、地方税法第七十二条の四に規定する法人(※)である場合チェックボックスにチェックを付けます

(※)地方税法第七十二条の四に規定する法人
- 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体
- 地方独立行政法人
- 法人税法 別表第一に規定する独立行政法人
- 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構
- 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [事業者情報]を入力します

### [個人]の場合




編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は以下のいずれかの方法で新しく情報を登録してください。

**①「事業者自身が入力されていますか？」で「本人でない」を選択する**
**②「事業者自身が入力されていますか？」で「本人でない」が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択する**

※事業者自身で登録されている場合でも、編集可能な項目以外を編集したい場合は[本人でない]を選択して新しく登録してください

### [法人]・[公共法人]の場合



# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [事業者情報]を入力します

### [本人でない]を選択した場合




[法人個人区分]を選択します

**[個人]を選択した場合･･･マニュアルP.9へ**

**[法人]を選択した場合･･･マニュアルP.13へ**

**[公共法人]を選択した場合･･･マニュアルP.8へ**

※[法人]、[公共法人]の詳しい選択方法は画面右側の欄外をご覧下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[公共法人]

| | | |
|---|---|---|
| 法人個人区分 必須 | 公共法人 ▼ | 法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。<br><br>公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。<br>年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構<br>⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団 |
| 公共法人詳細 必須 | ○ ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体<br>○ ②地方独立行政法人<br>○ ③法人税法別表第一に規定する独立行政法人<br>○ ④国立大学法人等及び日本司法支援センター<br>○ ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構<br>○ ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団 | |

[公共法人詳細]を選択します

**<u>※マニュアルP.13</u>**
**<u>[事業者情報]入力へお進み下さい</u>**

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

**[本人でない]を選択した場合/[個人]**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業者名 | 必須 | 姓（ふりがな）：とうきょう　名（ふりがな）：たろう<br>姓：東京　名：太郎 | [全角文字]<br>「氏名」を入力してください。<br>※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載してください。<br>※本項目以下の設置者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、 既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。<br>※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。<br>※外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Midlle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。<br>※ふりがなは、ひらがなで入力してください。 |
| 事業者の住所（郵便番号） | 必須 | 〒 123 | [半角数字] |
| 事業者の住所 | 必須 | ふりがな<br>都道府県<br>市区町村<br>町名・番地 | |
| 電話番号 | 必須 | 03-1234-5678 | [半角数字]<br>ハイフンつきの半角数字を入力してください。 |

[事業者氏名] 姓･名･･･(全角文字)
姓(ふりがな)･名(ふりがな)･･･(全角ひらがな)
を入力します

※本項目以下の事業者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の事業者情報と同一の内容を入力して下さい
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [事業者情報]を入力します

### [本人でない]を選択した場合/[個人]




[郵便番号](半角数字)を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない場合は欄外のリンクより検索し、入力して下さい

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]




[ふりがな](全角ひらがな)
を入力します

[町名・番地](全角文字)
を入力します

※丁目・番地・号の区切りは、
　全角ハイフン（-）を使用して下さい
例1：１丁目１番地１号 → １-１-１
例2：２丁目１００番地 → ２-１００

[電話番号](半角数字)
を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

[内線番号](半角数字)
を入力します

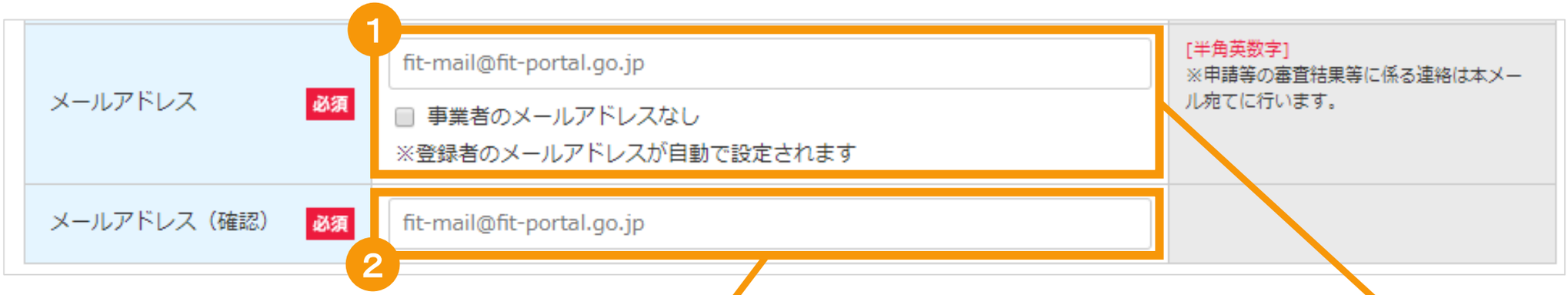
[FAX番号](半角数字)
を入力します(任意)

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

## [本人でない]を選択した場合/[個人]




[メールアドレス(確認)](半角英数)
を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力して下さい
**<u>※マニュアルP.19へお進み下さい</u>**

[メールアドレス](半角英数)
を入力します

※事業者のメールアドレスがない場合は[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けます
登録者のメールアドレスが自動で設定されます

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

## [本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]




[事業者名]
事業者名(ふりがな)･･･(全角ひらがな)
事業者名･･･(全角文字)
を入力します

※事業者名は「㈱」等の略称文字や特殊文字を使用せず、「株式会社」等の記載にして下さい

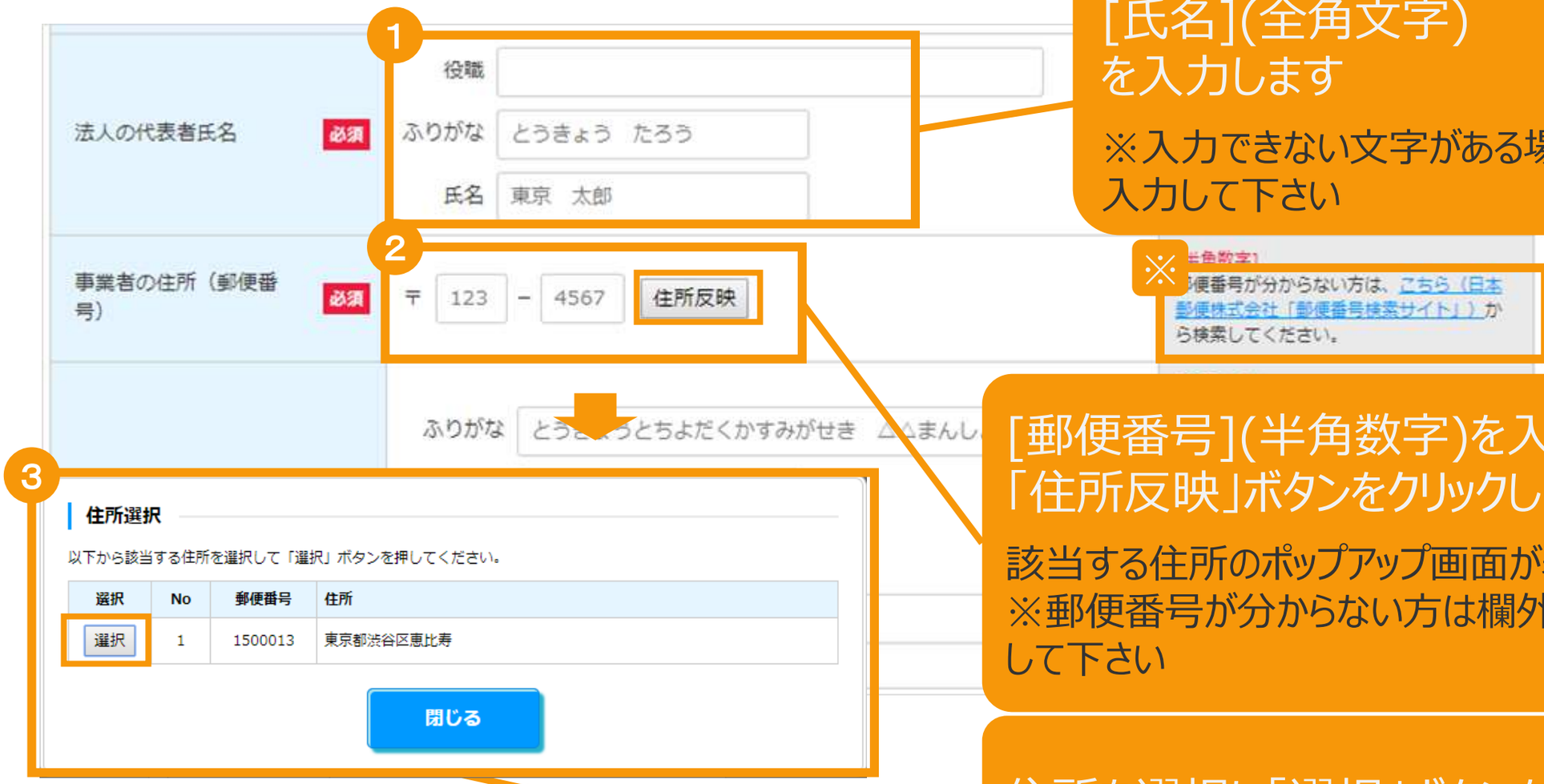
[法人番号](半角数字13桁)
を入力します

※法人番号をお持ちの場合は
「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力をして下さい
※法人番号をお持ちでない場合は「法人番号未取得」にチェックをして下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

## [本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]




[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力して下さい

[郵便番号](半角数字)を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索して下さい

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [事業者情報]を入力します

### [本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]




[ふりがな](全角ひらがな)
を入力します

[町名・番地](全角文字)
を入力します

※丁目・番地・号の区切りは、
全角ハイフン（-）を使用して下さい
例1：１丁目１番地１号 → １-１-１
例2：２丁目１００番地 → ２-１００

[法人の代表電話番号](半角数字)
を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

[法人の代表連絡先メールアドレス]
を入力します

※法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力して下さい

[法人の代表連絡先メールアドレス(確認)]
(半角英数)を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

[担当者の氏名](全角文字)
を入力します

担当者の氏名 必須

姓（ふりがな）: とうきょう
名（ふりがな）: たろう
姓: 東京
名: 太郎

申請等の審査結果等に係る連絡先を入力してください。
入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。

外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Midlle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。
ふりがなは、ひらがなで入力してくださ
い。

担当者連絡先電話番号 必須: 03-1234-5678

[電話番号](半角数字)
を入力します
※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

担当者連絡先内線番号: 1234567890

[内線番号](半角数字)
を入力します(任意)

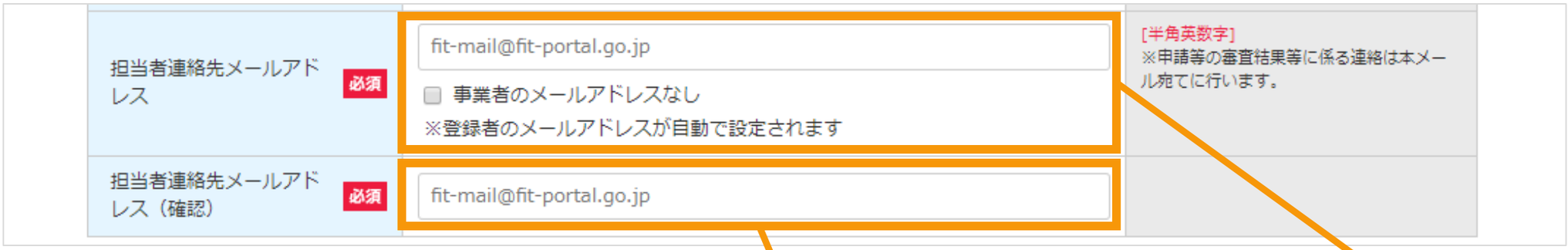
担当者連絡先FAX番号: 03-1234-5678

[FAX番号](半角数字)
を入力します(任意)
※ハイフンつきの半角数字を入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業者情報]を入力します

## [本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]




[メールアドレス](半角英数)を入力します

※事業者のメールアドレスがない場合は
[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けます
登録者のメールアドレスが自動で設定されます

[メールアドレス(確認)](半角英数)を入力します

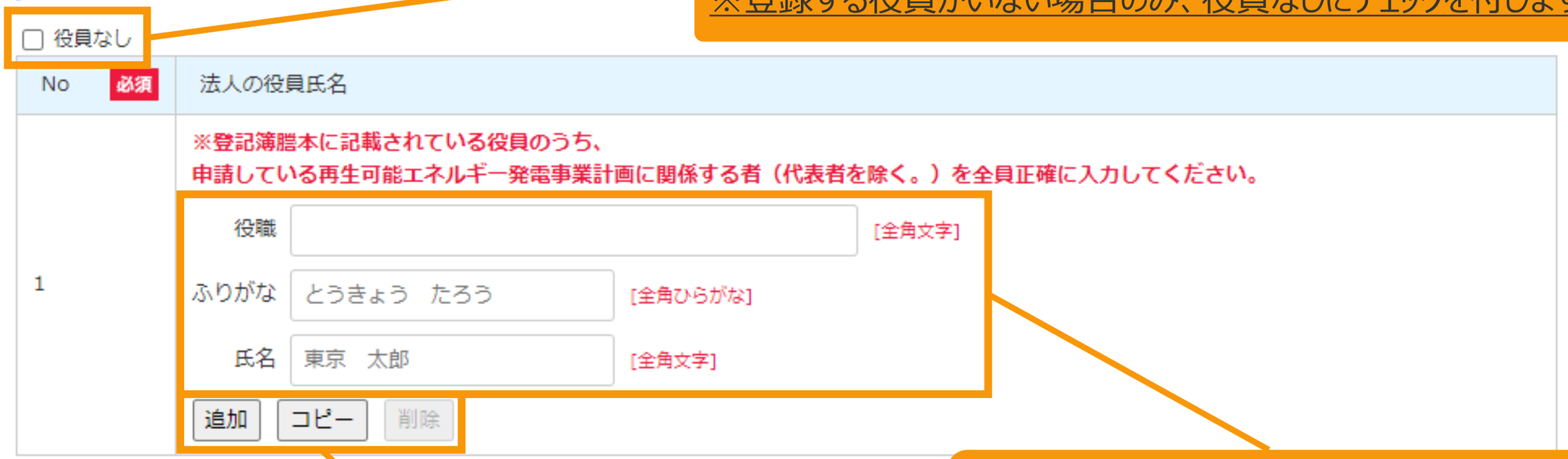
※確認のため、もう一度メールアドレスを入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[法人の役員情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

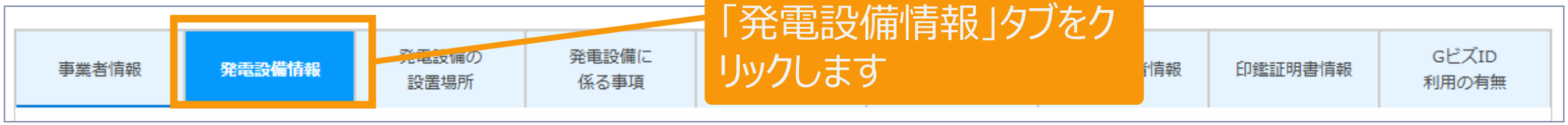
[役員なし]チェック
※登録する役員がいない場合のみ、役員なしにチェックを付します。




「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

# 2-3.認定申請登録[情報入力]




[既設設備の更新]を入力します

[風力(陸上風力リプレース)]
[地熱(全設備更新型リプレース)][地熱(地下設備流用型リプレース)]
[水力][水力(既設導水路活用型リプレース)]の場合
※[水力]については既設設備の更新を行う場合のみ入力してください




[既設設備ID](半角英数字)
を入力します(任意)

[既設設備の出力(kW)](半角数字)
を入力します

※小数第2位以下は切り捨てて、小数第1位まで入力して下さい

[既設設備の名称] (全角文字)
[既設設備の設置場所] (全角文字)
を入力します

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[発電設備の出力（kW）]、[最大受電電力（kW）]を入力します

発電設備の出力（kW） 必須 12.3

[発電設備の出力(kW)](半角数字)を入力します

※発電設備の出力を小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力して下さい

※太陽光の場合、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれかの低い方を入力して下さい

[バイオマス]の場合

必須 12.3

発電設備の出力（kW）

[半角数字(小数点第1位まで)]
小数第2位以下は切り捨てて、小数第1位まで入力してください。
バイオマス発電で内燃機関（ガスエンジン等）による発電機を複数設置する場合は、備考欄に「定格出力〇〇ｋW× 〇台」と入

備考

バイオマス発電で内燃機関（ガスエンジン等）による発電機を複数設置する場合は、備考欄に「定格出力○○kW × ○台」と入力してください。

最大受電電力（kW） 必須 12.34

小数点以下を四捨五入しない値を記載すること。

☐ 発電側託送供給料金の支払者

[発電側託送供給料金の支払者]に該当する場合はチェックをします

[最大受電電力（kW）](半角数字)を入力します

※発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を入力します

※小数点第三位以下を切り捨て、小数点第二位まで入力します。

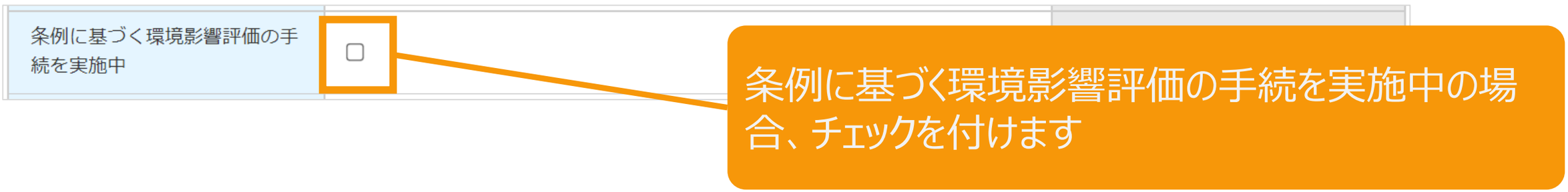
# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]、[環境影響評価の手続を実施中]を入力します

## [太陽光で屋根貸しに該当する]の場合




## [太陽光で屋根貸しに該当しない]の場合



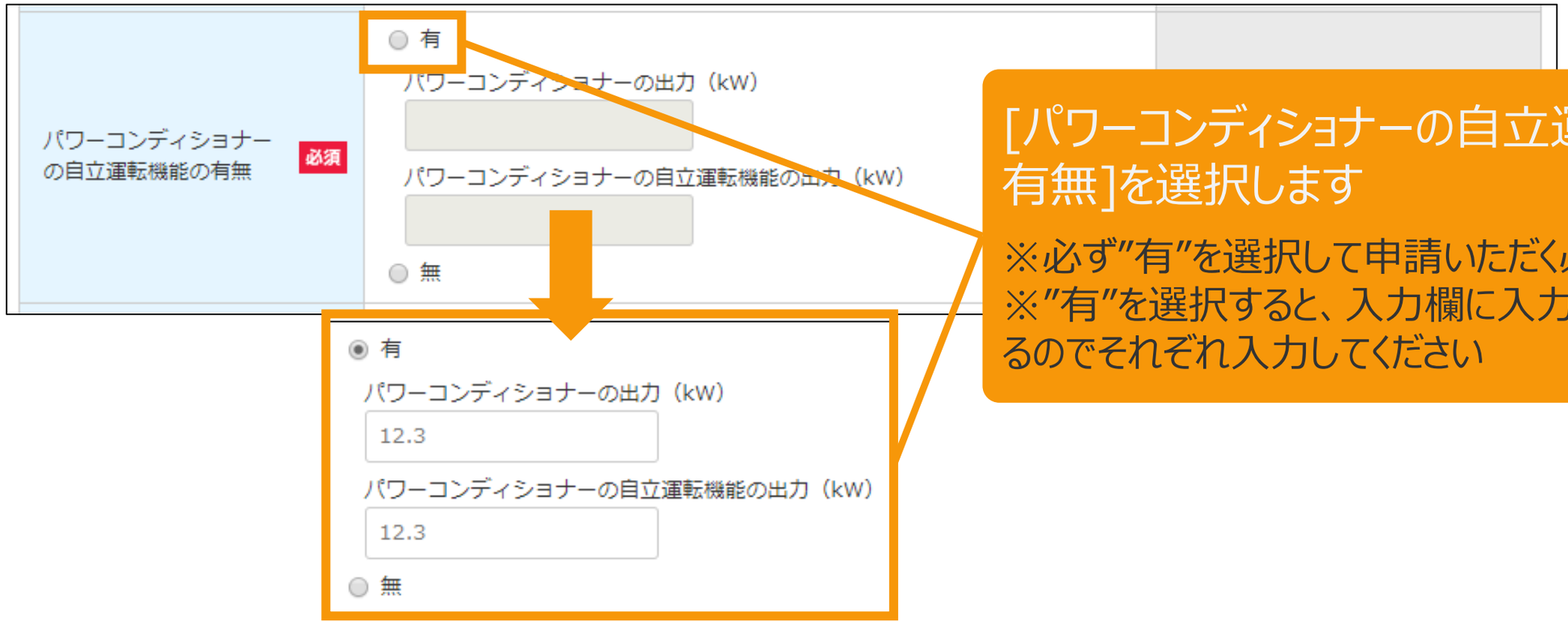

## [水力][水力(既設導水路活用型リプレース)][太陽光で屋根貸しに該当する]以外の場合



# 2-3.認定申請登録[情報入力]

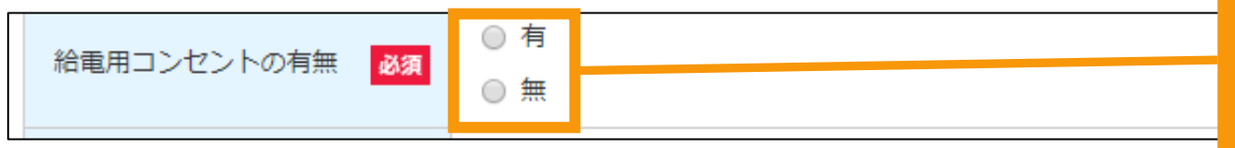
[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]、[給電用コンセントの有無]を入力します

[太陽光10kW以上50kW未満]または
[第一種複数太陽光発電設備設置事業を選択]の場合




[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]を選択します

※必ず”有”を選択して申請いただく必要があります
※”有”を選択すると、入力欄に入力できるようになるのでそれぞれ入力してください




[給電用コンセントの有無]を選択します

※必ず”有”を選択して申請いただく必要があります

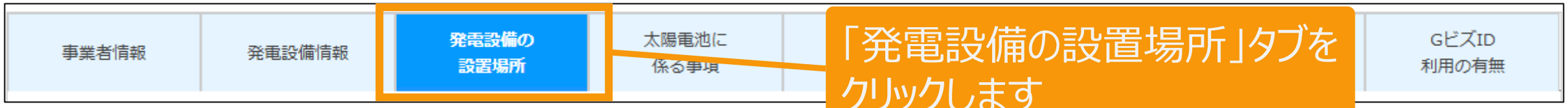
# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[発電設備の名称]を入力します




[発電設備の名称] (全角文字)
を入力します
設置する発電設備の名称を入力してください
(なお、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の名称と異なる名称を入力してください)

# 2-3.認定申請登録[情報入力]




「発電設備の設置場所」タブをクリックします

[発電設備の設置場所に係る事項]を入力します

※本画面では代表地番のみ入力可能です。複数の地番を入力する場合は設置場所入力画面から入力してください。




1

2

[郵便番号]を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索して下さい

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

都道府県・市区町村が自動入力されます
※[町名・番地](全角文字)は自動入力されないので手入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[事業区域の面積]を入力します

[太陽光で屋根貸しに該当する]以外の場合



# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽光発電設備の設置形態]を入力します

## [太陽光]の場合




[太陽光発電設備の設置形態]を選択します

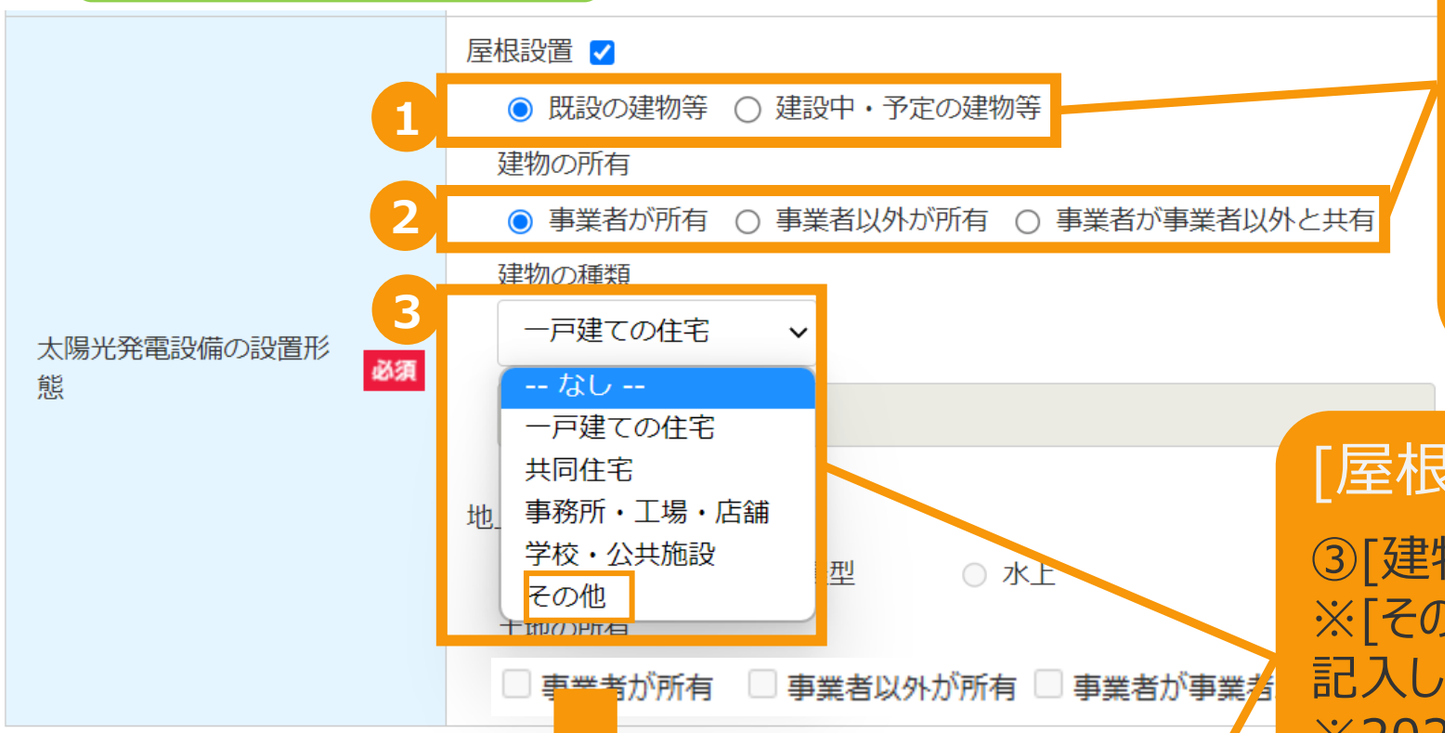
[屋根設置]又は[地上設置]を選択します
どちらにも該当する場合は両方を選択します

※建物とは、原則として不動産登記法１１１条「建物は、屋根及び個壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない」に該当するものを指しますが、この他に、壁や車庫等に設置する場合も建物設置を選択して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [太陽光発電設備の設置形態]を入力します

### [太陽光]の場合

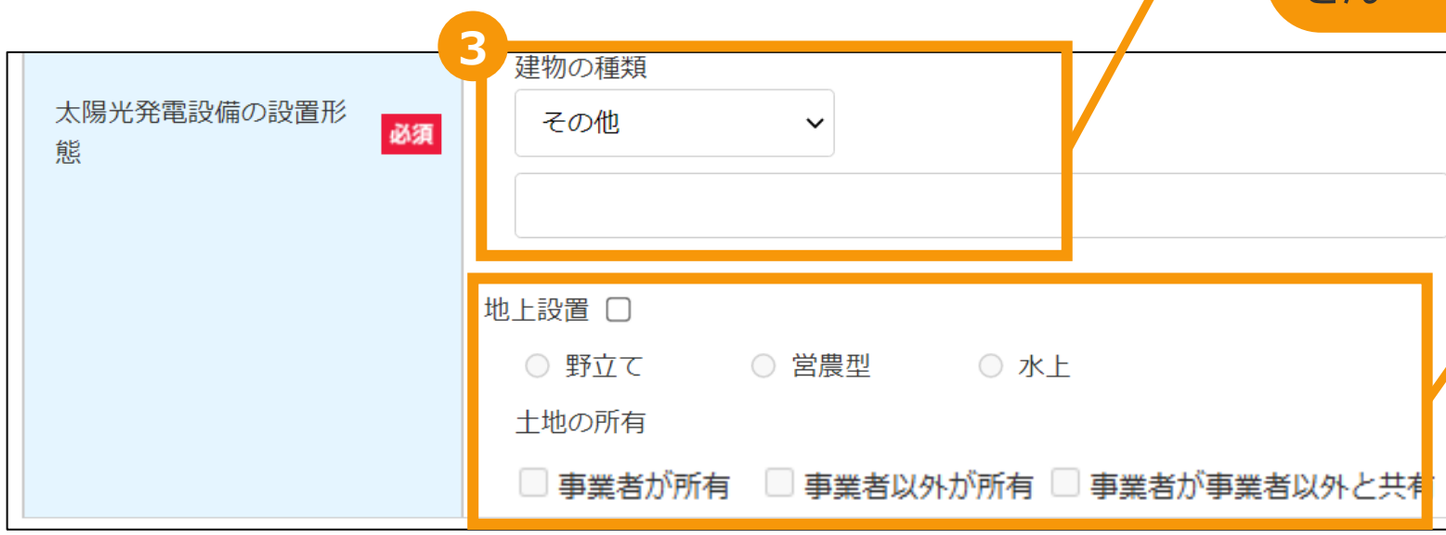



### [屋根設置]を選択された場合(1/2)

①[既設の建物等]又は[建設中・予定の建物等]のいずれかを選択して下さい
②[事業者が所有]又は[事業者以外が所有][事業者が事業者以外と共有]のいずれかを選択して下さい

### [屋根設置]を選択された場合(2/2)

③[建物の種類]を一覧より選択して下さい
※[その他]を選択された場合は、概要(全角文字)を記入して下さい
※2023年度より太陽光50kW以上の申請においては一戸建ての住宅を選択して申請を行うことはできません




### [地上設置]を選択された場合

①[野立て][営農型][水上]のいずれかを選択して下さい
②[事業者が所有]又は[事業者以外が所有][事業者が事業者以外と共有]の該当する選択肢を選択して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

「太陽電池に係る事項」タブをクリックします

| 事業者情報 | 発電設備情報 | 発電設備の設置場所 | 太陽電池に係る事項 | 保守点検責任者等 | 代行登録者情報 | 印鑑証明書情報 | GビズID利用の有無 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合

**太陽電池に係る事項**

| No | 太陽電池 |
|---|---|
| 1 | 製造事業者名：<br>種類：<br>変換効率：<br>変換効率種別：<br>型式番号：<br>枚数 2 [半角数字]<br>除外事項該当性：<br>型式リスト 追加 コピー 削除 |

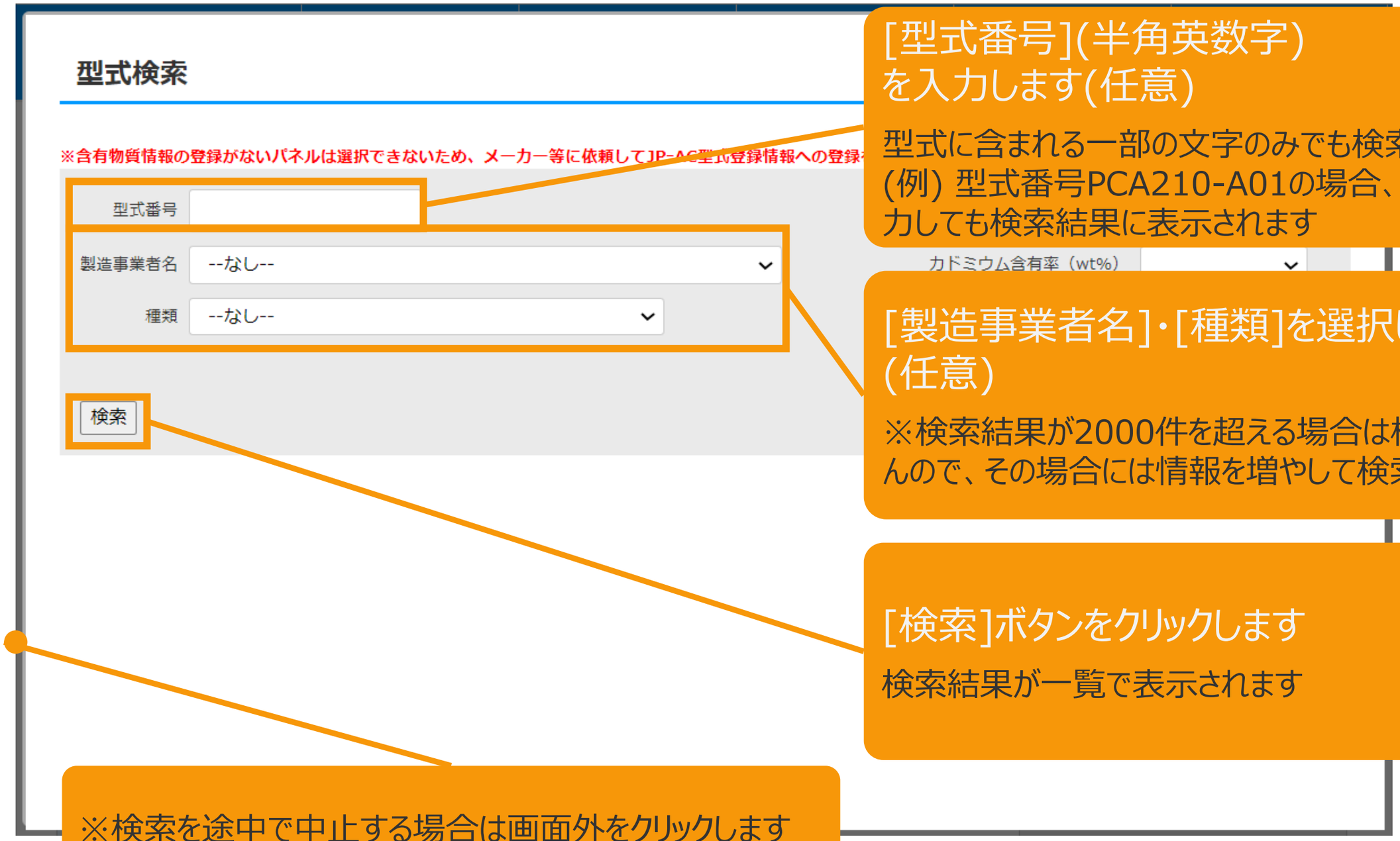
「型式リスト」ボタンをクリックし、
太陽電池を選択します

型式検索のポップアップ画面が表示されます

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

## [太陽光]の場合




[型式番号](半角英数字)
を入力します(任意)

型式に含まれる一部の文字のみでも検索可能です
(例) 型式番号PCA210-A01の場合、A210と入力しても検索結果に表示されます

[製造事業者名]・[種類]を選択します
(任意)

※検索結果が2000件を超える場合は検索できませんので、その場合には情報を増やして検索します

[検索]ボタンをクリックします

検索結果が一覧で表示されます

※検索を途中で中止する場合は画面外をクリックします
ポップアップ画面が閉じ、情報入力画面に戻ります

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合

土地の所有

※含有物質情報の登録がないパネルは選択できないため、メーカー等に依頼してJP-AC型式登録情報への登録を求めてください。

型式番号

製造事業者名 サンプル株式会社

種類 --なし--

鉛含有率（wt%）

カドミウム含有率（wt%）

ヒ素含有率（wt%）

セレン含有率（wt%）

検索

2件中1から2件まで表示

<< < 1 > >>

| 型式番号 ↑ | 製造事業者名 | 出力(W) | 変換効率 | 種類 | 鉛含有率（wt%） | カドミウム含有率（wt%） | ヒ素含有率（wt%） | セレン含有率（wt%） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ＳＡＭＰＬＥ－００１ | サンプル株式会社 | 285.0 | 20.10 | A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池 | 0.13 | 0.1wt%未満 | | | 選択 |
| ＳＡＭＰＬＥ－００２ | サンプル株式会社 | 285.0 | 20.10 | A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池 | | | | | 選択 |
| 型式番号 ↑ | 製造事業者名 | 出力(W) | 変換効率 | 種類 | 鉛含有率（wt%） | カドミウム含有率（wt%） | ヒ素含有率（wt%） | セレン含有率（wt%） | |

2件中1から2件まで表示

<< < 1 > >>

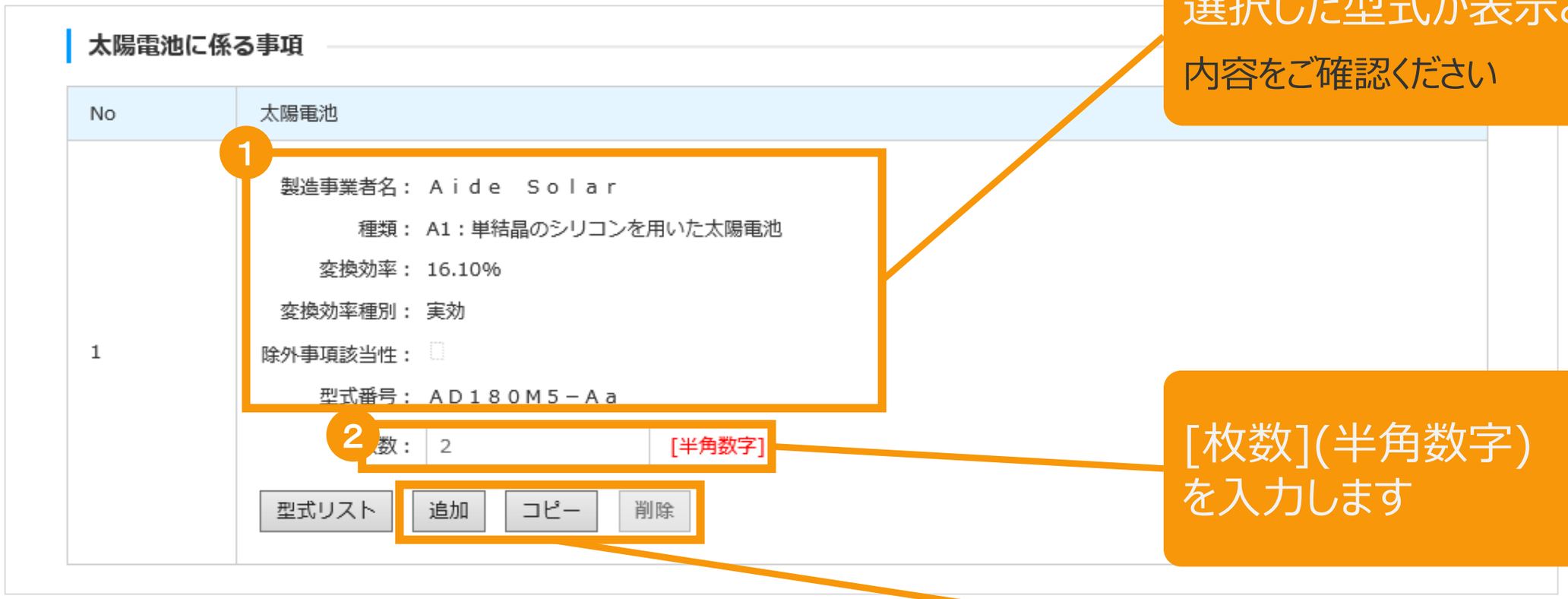
該当する型式の[選択]ボタンをクリックします

選択した型式が自動入力されます

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[太陽電池に係る事項]を入力します

[太陽光]の場合




選択した型式が表示されます
内容をご確認ください

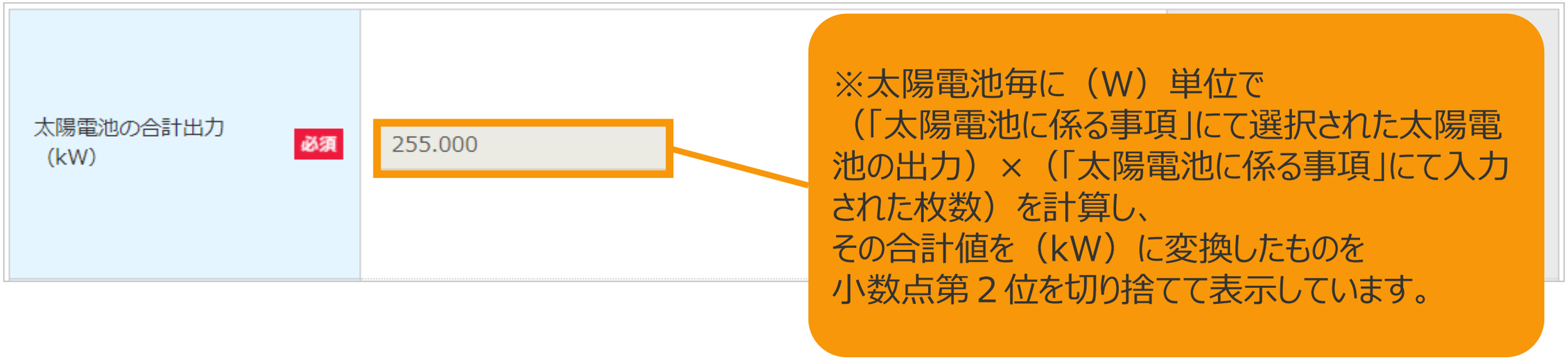
[枚数](半角数字)
を入力します

「追加」：複数の[情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

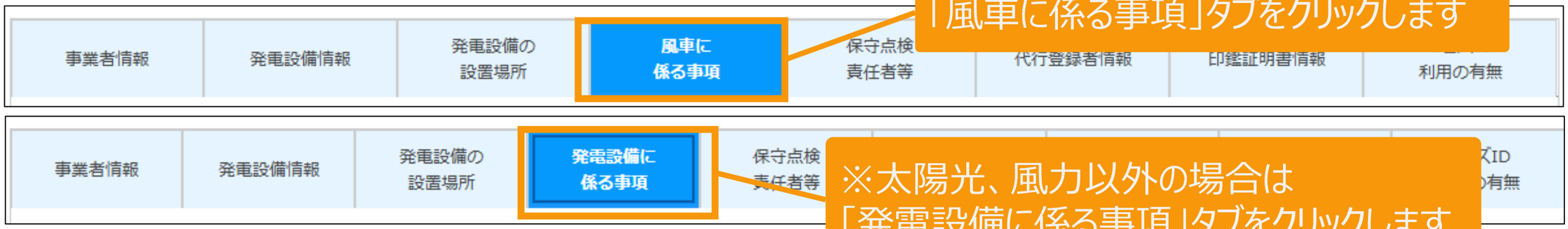
[太陽電池に係る事項]を入力します

## [太陽光]の場合



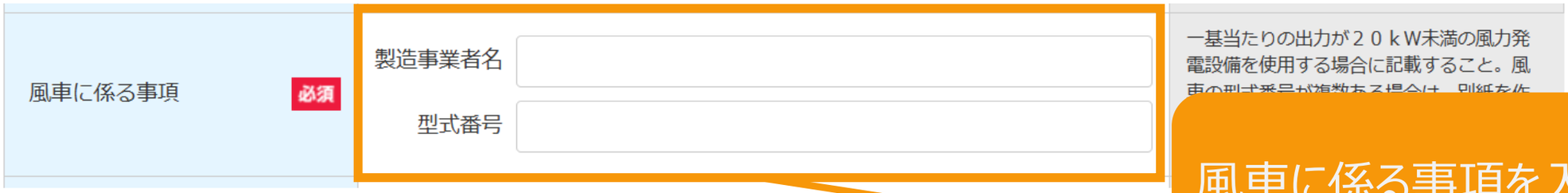
# 2-3.認定申請登録[情報入力]



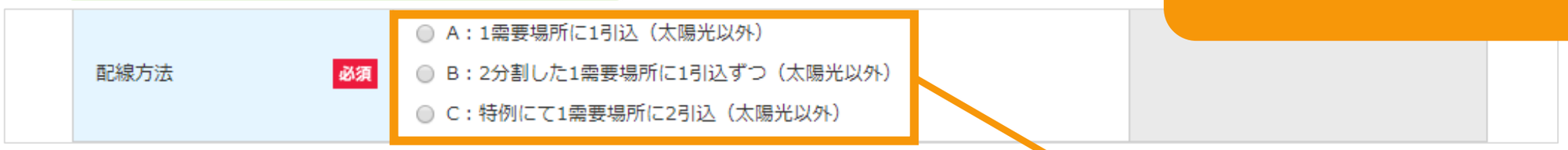



[風車に係る事項]、[配線方法]を入力します

**[風力（陸上風力リプレースを除く）]の場合**




**[太陽光]以外の場合**

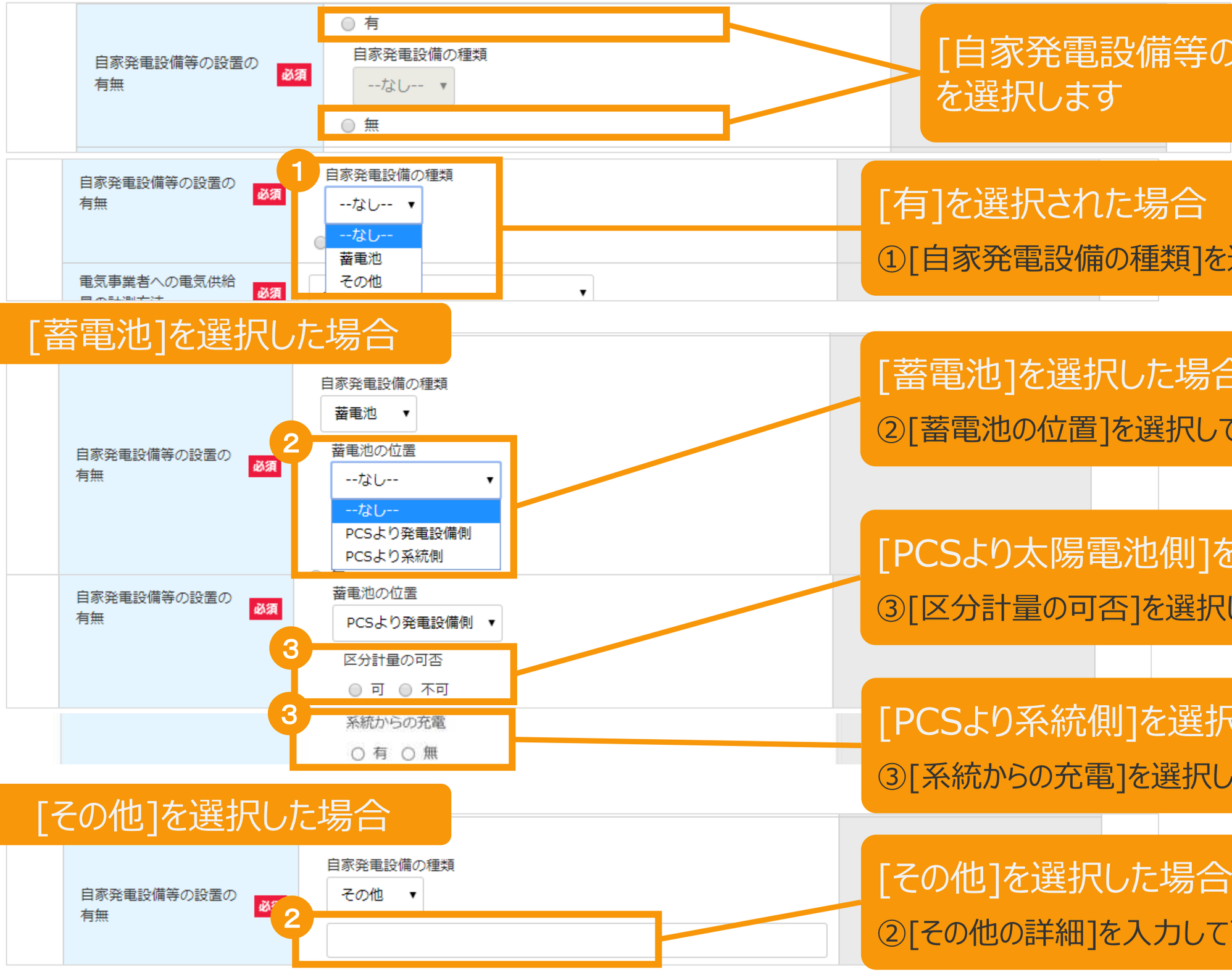



**[太陽光]の場合**



# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [自家発電設備等の設置の有無]を入力します




[自家発電設備等の設置の有無]を選択します

[有]を選択された場合

①[自家発電設備の種類]を選択して下さい

[蓄電池]を選択した場合

[蓄電池]を選択した場合

②[蓄電池の位置]を選択して下さい

[PCSより太陽電池側]を選択した場合

③[区分計量の可否]を選択して下さい

[PCSより系統側]を選択した場合

③[系統からの充電]を選択して下さい

[その他]を選択した場合

[その他]を選択した場合

②[その他の詳細]を入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [電気事業者への電気供給量の計測方法]を入力します




[電気事業者への電気供給量の計測方法]を選択します

[他設備の増設分として子メーター計測]を選択した場合

[他設備の設備ID](半角英数字)を入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [系統接続に係る事項]を入力します




[接続契約締結日] を入力します

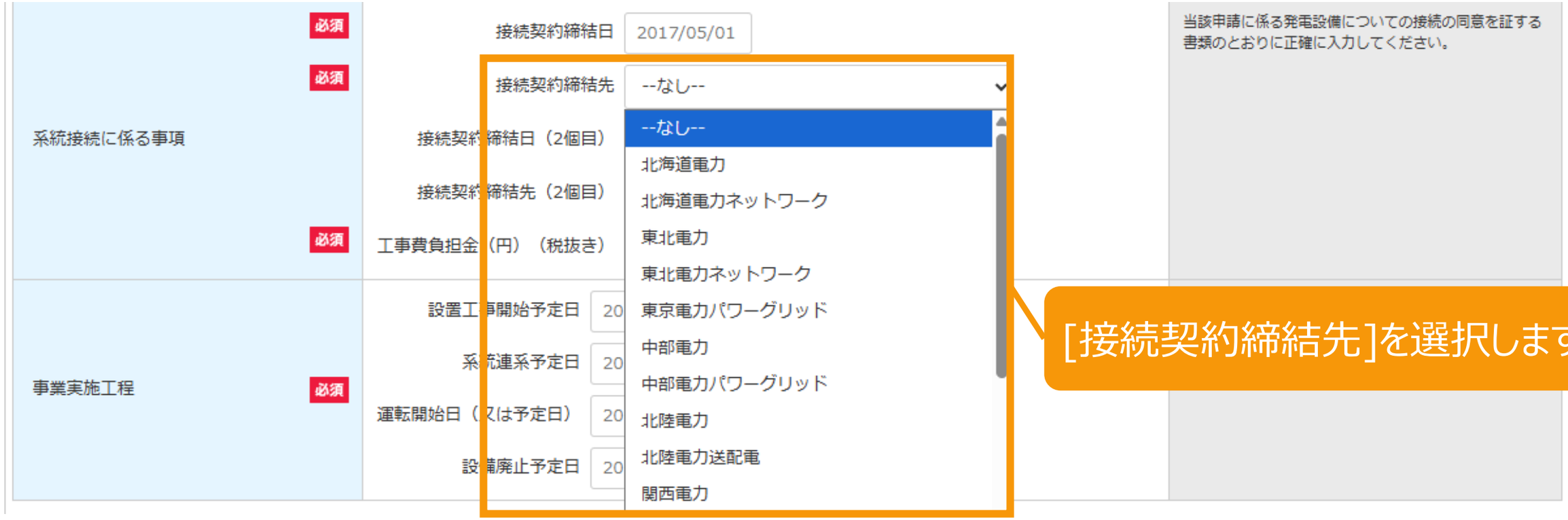
※当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類の通りに正確に入力します
※接続契約締結日に未来日は入力できません

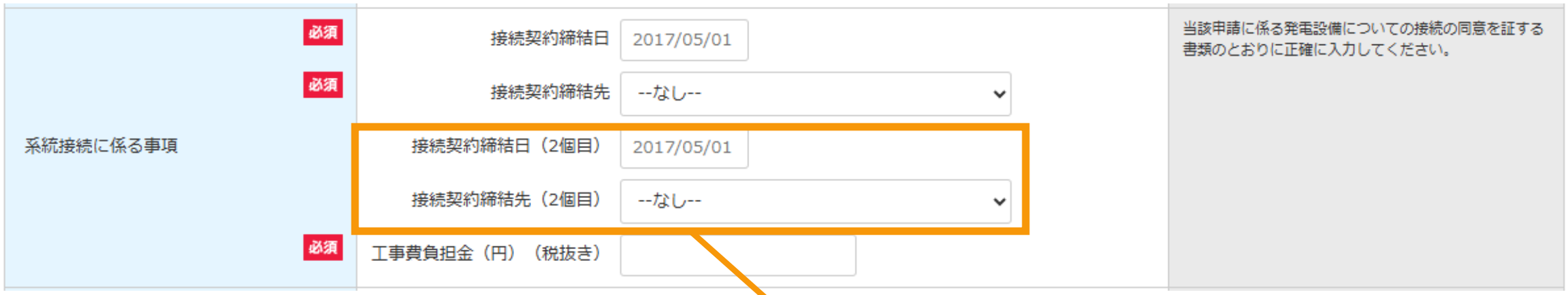
《入力方法》
記入枠内をクリックするとカレンダーが表示されますので、カレンダーより接続契約締結日を選択します

直接入力も可能ですが、その場合は、下記の形式で入力します
(記入例)2017年6月1日の場合→2017/06/01

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [系統接続に係る事項]を入力します



# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [系統接続に係る事項]、[事業実施工程]を入力します




[工事費負担金(円)(税抜き)]
(半角数字)を入力します

[設置工事開始予定日]
[系統連系予定日]を入力します

[運転開始日(又は予定日)]
[設備廃止予定日]
を入力します

※運転開始済みの場合、[運転開始済み]にチェックを付け、運転開始日(又は予定日)の欄に正確な運転開始年月日を入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[更新に係る事項]を入力します

[風力(陸上風力リプレース)][地熱(全設備更新型リプレース)]
[地熱(地下設備流用型リプレース)]の場合

| | | |
|---|---|---|
| 系統接続に係る事項 必須 | 接続契約締結日 2017/05/01<br>接続契約締結先 --なし--<br>工事費負担金（円）（税抜き） | 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に入力してください。 |
| 更新に係る事項 必須 | 接続枠の継承 --なし--<br>電源線の継承 --なし-- | |
| 事業実施工程 必須 | 設置工事開始予定日 2017/05/01<br>系統連系予定日 2017/05/01<br>運転開始日（又は予定日） 2017/05/01<br>運転開始済み<br>設備廃止予定日 2017/05/01 | 運転開始済みの場合、「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始日（又は予定日）の欄に運転開始年月日を入力してください。 |

[接続枠の継承]
[電源線の継承]
を選択します

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

「保守点検責任者等」タブをクリックします




## [保守点検責任者]を入力します




[法人個人区分]を入力します

[法人]を選択した場合…

**※マニュアルP.41へお進み下さい**

[個人]を選択した場合…

**※マニュアルP.42へお進み下さい**

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]を入力します




[法人]を選択した場合

[全角文字]

[法人名](全角文字)
[法人番号](半角数字13桁)
[責任者氏名](全角文字)
[所属・役職](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[内線番号](半角数字)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入して下さい
※法人番号をお持ちの場合は「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力をして下さい

[保守点検及び維持管理計画]

保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、書類添付画面にて添付して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]を入力します




[個人]を選択した場合

[責任者氏名](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[内線番号](半角数字)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入して下さい

[保守点検及び維持管理計画]

保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、書類添付画面にて添付して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [保守点検及び維持管理費用総額]を入力します

### [太陽光で屋根貸しに該当する]以外の場合




[保守点検及び維持管理費用総額(円)(税抜き)](半角数字)を入力します

再生可能エネルギー事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込みについて入力します
※調達期間において必要となる費用の見込みについて入力します

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[廃棄等費用]を入力します

[太陽光][陸上風力][陸上風力（リプレース）]
[再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力]以外の場合




[積立開始時期]、[積立終了時期]を入力します

※「毎月積立金額（円）（税抜き）」は（「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」にて入力された値）÷（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））を計算し、表示しています

※切り捨てにより（「毎月積立金額（円）（税抜き）」）×（（「積立終了時期」にて入力された値）－（「積立開始時期」にて入力された値））の結果が「廃棄等費用の総額（円）（税抜き）」を下回らないようにご注意下さい

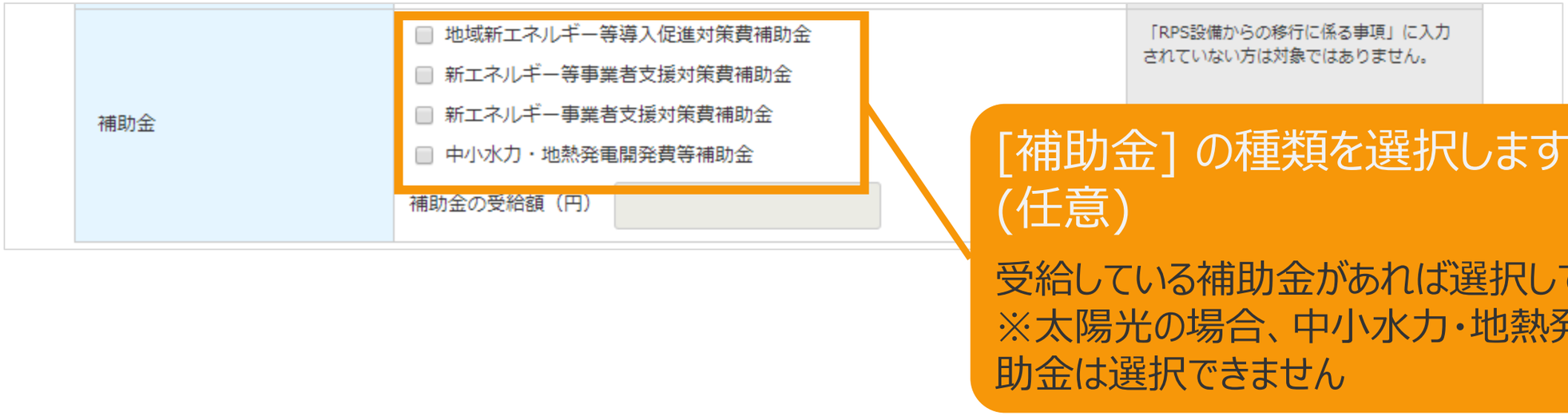
※再エネ海域利用法適用事業の洋上風力の場合は入力不要となります

[廃棄等費用の総額(円)(税抜き)](半角数字)
[廃棄等費用の算定方法](全角文字)
を入力します

※事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について入力して下さい

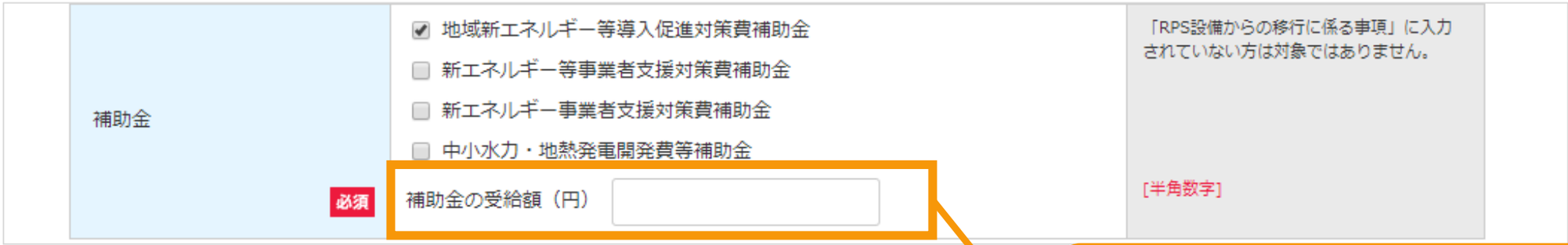
# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [補助金]を入力します




[補助金] の種類を選択します
(任意)

受給している補助金があれば選択して下さい
※太陽光の場合、中小水力・地熱発電開発費等補助金は選択できません




[補助金] の種類を選択した場合

[補助金の受給額(円)](半角数字)を入力して下さい

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[需給管理の方法]、[電気の取引方法]、[供給エリア]、[必要な許認可]を入力・選択します

| | | |
|---|---|---|
| 需給管理の方法 | 必須 | |
| 電気の取引方法 | 必須 | |
| 供給エリア | 必須 | --なし-- |

[需給管理の方法]、[電気の取引方法]を入力します

[供給エリア]を選択します

**必要な許認可**

| | | |
|---|---|---|
| 必要な許認可 | 必須 | ☐ 森林法<br>☐ 盛土規制法<br>☐ 砂防法<br>☐ 地すべり法<br>☐ 急傾斜地法<br>☐ 上記のうち該当するものはなし |

第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊に

必要な許認可がある場合当該法律のチェックボックスにチェックを入れて下さい

該当するものがない場合は、「上記のうち該当するものはなし」にチェックをつけて下さい。

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[解体等に要する費用]を入力します

[太陽光]
[陸上風力][陸上風力（リプレース）]
[再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力]の場合

**廃棄費用積立事項**

| | | |
|---|---|---|
| 解体等に要する費用 | 必須 | ◉外部積立て<br>○内部積立て |

[解体等に要する費用]を選択します

・「外部積立て」の場合
**⇒マニュアルP.57へ**

・「内部積立て」の場合
次ページ以降を参考に「内部積立てに係る事項」を入力します
**⇒マニュアルP.48へ**

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[金銭積立による資金確保か]、[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]、
[対象発電設備の運営主体]を入力します

[太陽光]
[陸上風力][陸上風力（リプレース）]
[再エネ海域利用法適用事業以外の洋上風力]で
内部積立てを選択した場合

[金銭積立による資金確保か]を選択します
チェックした項目により、入力項目が表示されます
・「金銭の積立の方法により資金を確保する」場合
**⇒マニュアルP.49へ**
・「金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する」場合
**⇒マニュアルP.51へ**
※両方選択することも可能です（その場合はそれぞれに必要な情報を入力します）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 解体等に要する費用 | 必須 | ○ 外部積立て<br>◉ 内部積立て | |
| 金銭積立による資金確保か | 必須 | ☐ 解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合<br>☐ 解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合 | |
| 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画 | 必須 | | |
| 対象発電設備の運営主体 | 必須 | ○ 当該認定を申請した者が電気事業法第２条第１項第１５号の発電事業者に該当する。<br>○ 対象発電設備が電気事業法施行規則第３条の４第１項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第２７条の２７第１項の規定による届出に係る事項として記載されている。 | 対象発電設備の運営主体として、いずれか該当するものを選択すること。 |

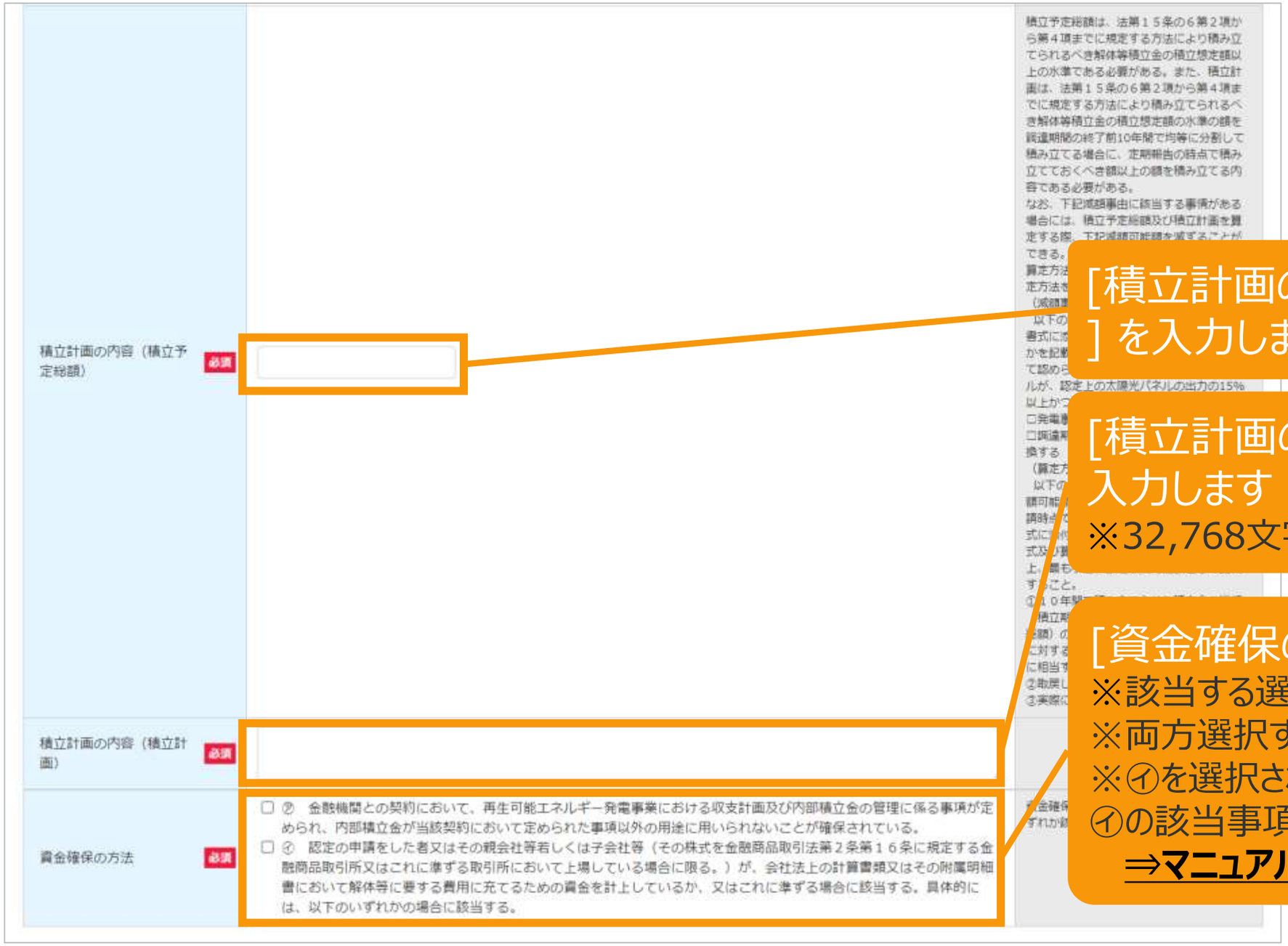
[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[対象発電設備の運営主体]を選択します
※該当する選択肢を選択します

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[積立計画の内容（積立予定総額）]、[積立計画の内容（積立計画）]、
[資金確保の方法]を入力します

## [金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択した場合




[積立計画の内容（積立予定総額）] を入力します

[積立計画の内容（積立計画）] を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です
※㋑を選択された場合は[資金確保の方法（㋑の該当事項）]の選択が必要になります
**⇒マニュアルP.50へ**

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [資金確保の方法（㋑の該当事項）] を入力します

**[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択し、[資金確保の方法で㋑]を選択した場合**

**[資金確保の方法（㋑の該当事項）]を選択します**
**※該当する選択肢を選択します**

資金確保の方法（㋑の該当事項） 必須

- ○ ㋑－１　認定の申請をした者が株式を上場している場合
- ○ ㋑－２　認定の申請をした者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合
- ○ ㋑－３　認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合
- ○ ㋑－４　認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合

選択した上、㋑－３又は㋑－４のいずれかを選択した場合には、必要事項を記入すること。

### ㋑－3を選択した場合

株式の上場主体 必須

株式の上場主体と認定申請者との関係 必須

**[株式の上場主体]、[株式の上場主体と認定申請者との関係]を入力します**
**※[資金確保の方法（㋑の該当事項）]で”㋑－３”を選択した場合入力します**
**※255文字以内で入力してください**

### ㋑－4を選択した場合

財務諸表の開示主体 必須

財務諸表の開示主体と認定申請者との関係 必須

**[財務諸表の開示主体]、[財務諸表の開示主体と認定申請者との関係]を入力します**
**※[資金確保の方法（㋑の該当事項）]で”㋑－４”を選択した場合入力します**
**※255文字以内で入力してください**

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[資金確保の方法] を入力します

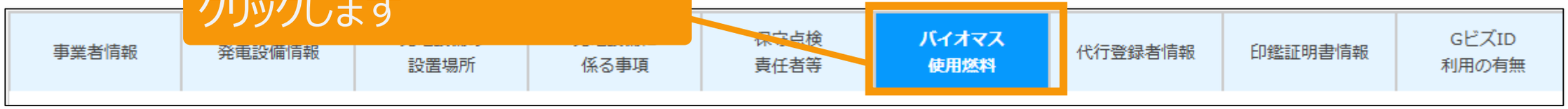
## [金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資金確保の方法 | 必須 | 当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である必要があり、具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。<br>☐ ㋒ 保険により資金を確保する。<br>☐ ㋓ 保証により資金を確保する。 | 資金確保の方法として、㋐から㋓までのいずれか該当するものを選択すること。 |

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です

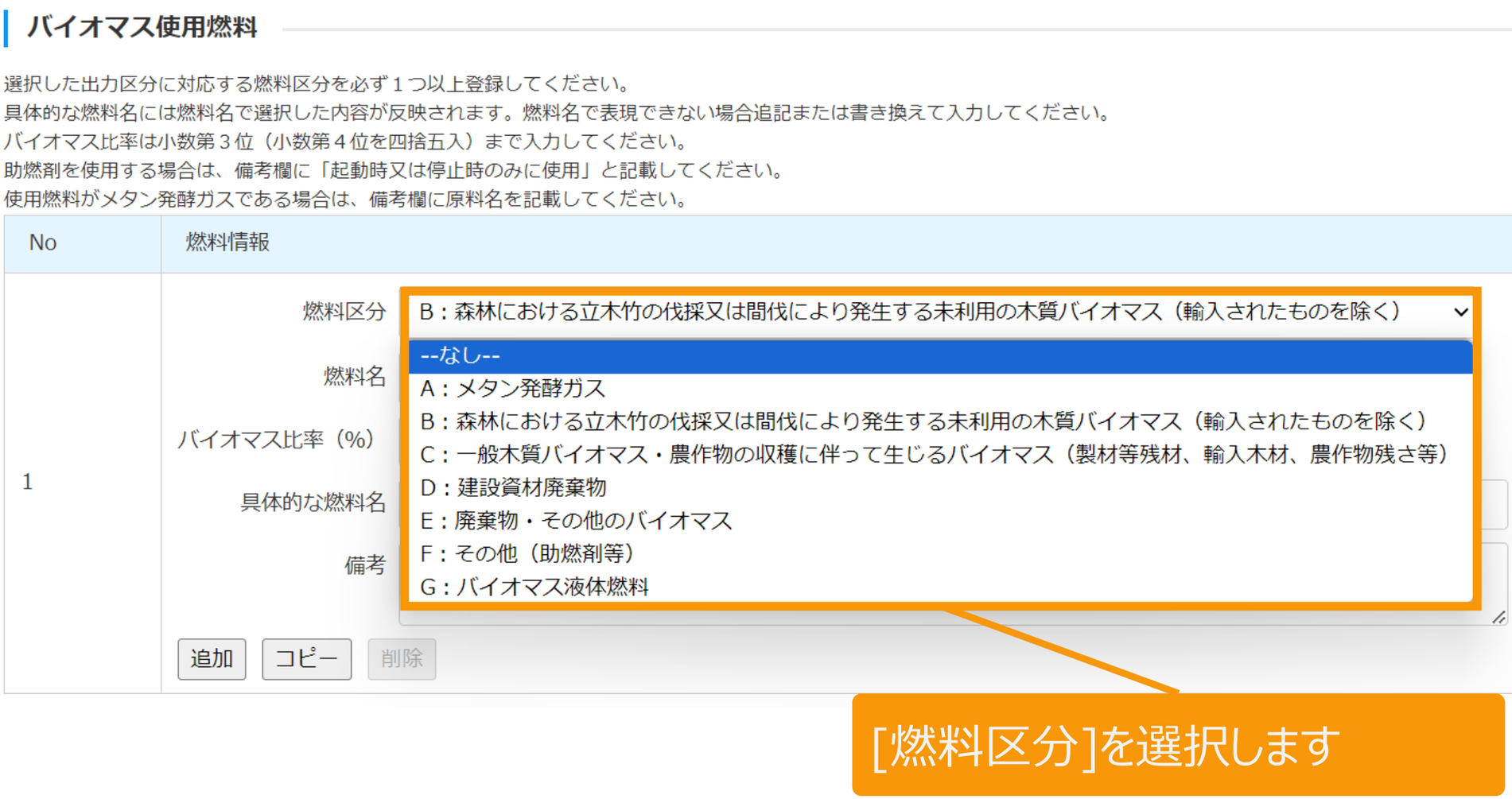
# 2-3.認定申請登録[情報入力]

「バイオマス使用燃料」タブをクリックします




[バイオマス使用燃料]を入力します

[バイオマス]の場合




[燃料区分]を選択します

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [バイオマス使用燃料]を入力します

### [バイオマス]の場合

選択した出力区分に対応する燃料区分を必ず１つ以上登録してください。
具体的な燃料名には燃料名で選択した内容が反映されます。燃料名で表現できない場合追記または書き換えて入力してください。
バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで入力してください。
助燃剤を使用する場合は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載してください。
使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載してください。

| No | 燃料情報 |
|---|---|
| 1 | 燃料区分：B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）<br>燃料名：--なし--（--なし-- / 木質チップ（間伐材等由来のバイオマス） / 木質ペレット（間伐材等由来のバイオマス））<br>バイオマス比率（%）<br>具体的な燃料名<br>備考<br>追加 コピー 削除 |

| No | 燃料情報 |
|---|---|
| 1 | 燃料区分：B：森林における立木竹の伐採又は間伐に<br>燃料名：木質チップ（間伐材等由来のバイオマス）<br>バイオマス比率（%）<br>具体的な燃料名：木質チップ（間伐材等由来のバイオマス）<br>備考<br>追加 コピー 削除 |

**[燃料名]を選択します**

[燃料名]を選択すると、[具体的な燃料名]に選択した内容が転記されます。（A,F区分の燃料を除く）
修正する場合は、[具体的な燃料名] を適宜変更してください。

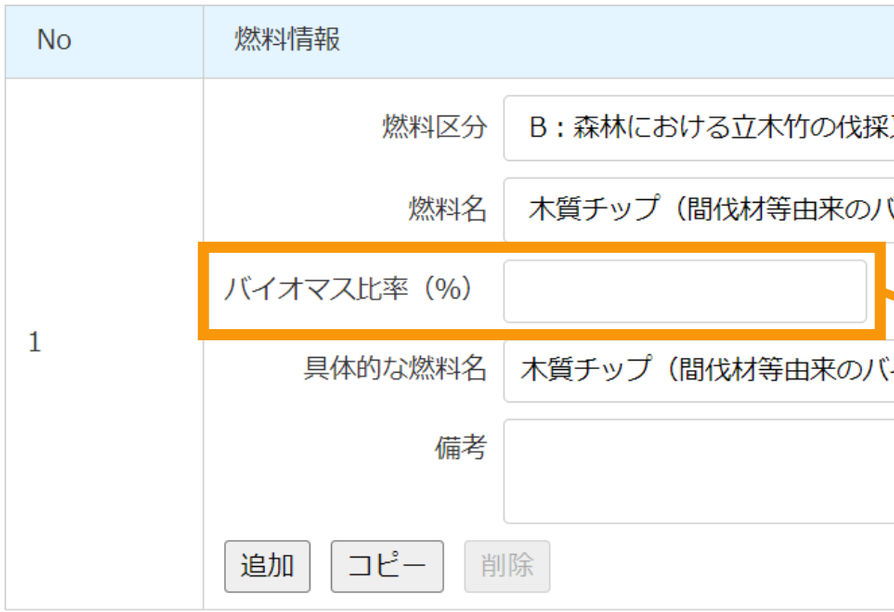
# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [バイオマス使用燃料]を入力します

### [バイオマス]の場合




[国内または国外] を選択します
※燃料区分がC～Eの燃料を登録する場合、選択します。
※選択した燃料名によっては国内または国外のいずれかしか選択できない場合があります。




[バイオマス比率（%）]（半角数字）を入力します
※バイオマス比率（%）を小数第4位を切り捨てて、小数第3位まで入力して下さい

※燃料区分が「F：その他（助燃材等）」以外の場合は
0.001～100までの間で入力してください

※燃料区分が「F：その他（助燃材等）」の場合は
0.000～100までの間で入力してください

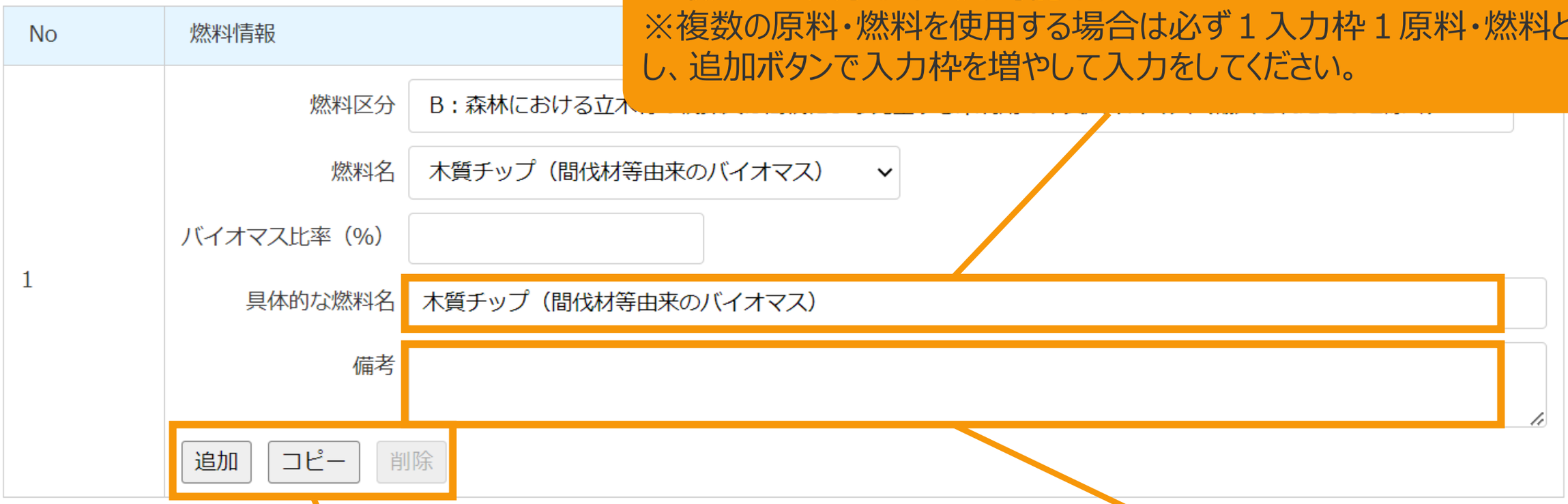
※燃料区分が「A：メタン発酵ガス」の場合は入力不要です

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## [バイオマス使用燃料]を入力します

### [バイオマス]の場合

[具体的な燃料名]を入力します
燃料区分がAの場合は具体的な原料名を入力します。
※最大120文字まで入力可能です
※複数の原料・燃料を使用する場合は必ず１入力枠１原料・燃料とし、追加ボタンで入力枠を増やして入力をしてください。




「追加」：複数の[バイオマス使用燃料]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[備考]を入力します（任意）
※最大600文字まで入力可能です

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

[バイオマス]の場合

[バイオマス比率（燃料区分毎）]を確認し、
[ライフサイクルＧＨＧ算定値]、[ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離]を入力します

**バイオマス比率（燃料区分毎）**

| 燃料区分 | バイオマス比率（%） | | |
|---|---|---|---|
| A | 100.000 | | 45.000 |
| B | | | 0.000 |
| C | | | 0.000 |
| D | | | 0.000 |
| E | | | 0.000 |
| G | | | 0.000 |
| バイオマス合計 | 100.000 | | 45.000 |
| F | | | 0.000 |
| ライフサイクルＧＨＧ算定値（g-CO2eq/MJ-電力） | | | |
| ライフサイクルＧＨＧ算定値（燃料名） | | | |
| ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（km） 必須 | | | |
| ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（燃料名） 必須 | | | |

[バイオマス比率（%）]
燃料区分毎に（[バイオマス使用燃料]にて入力されたバイオマス比率（%））の合計値を小数点第4位を切り捨てて表示しています

[バイオマス比率考慮後出力]
(発電設備の出力(kW) × バイオマス比率) / 100 の計算結果を小数点第4位を切り捨てて表示しています

[ライフサイクルＧＨＧ算定値]
各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載してください。
バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照してください。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照してください。

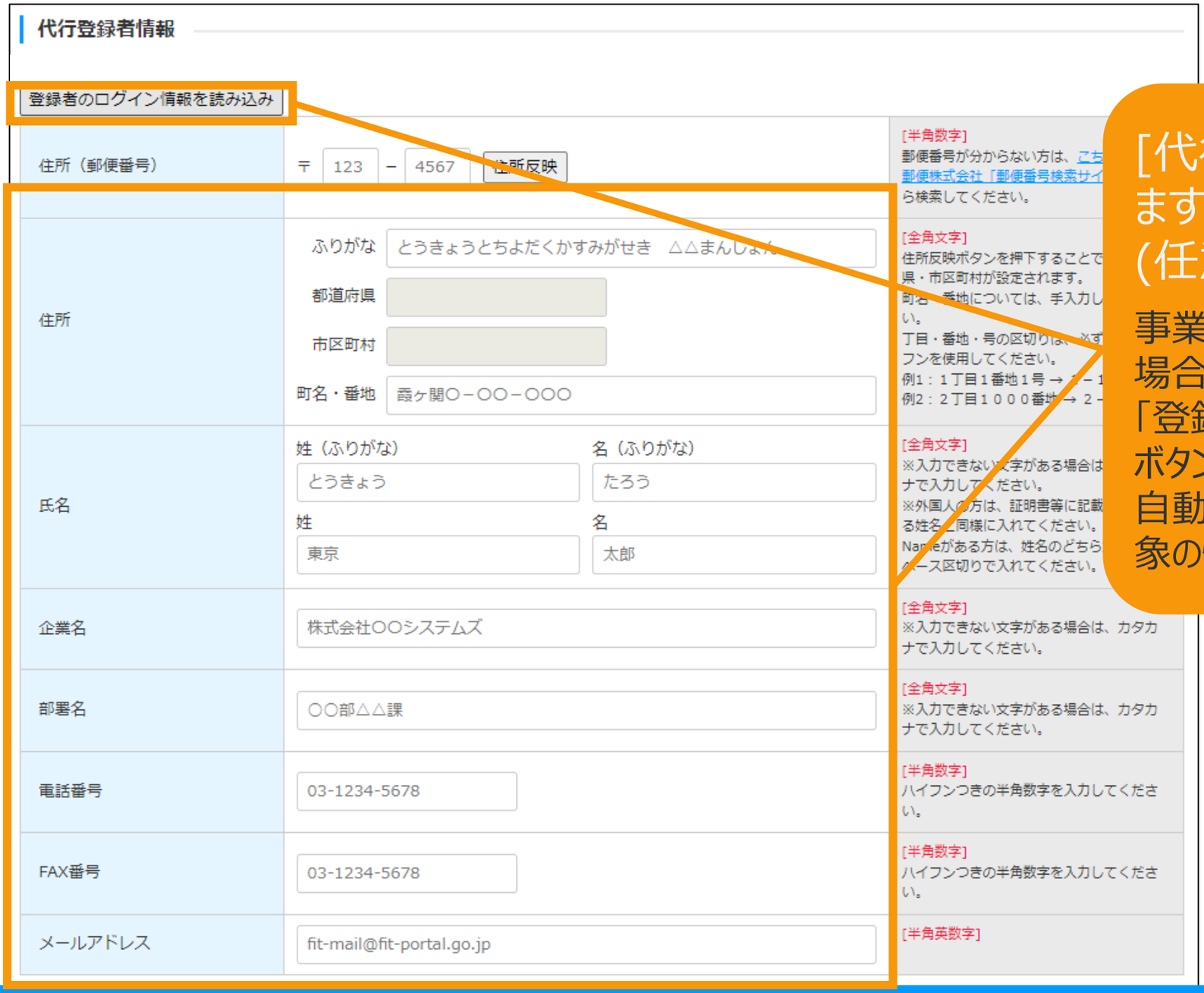
[ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離]
メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載してください。

# 2-3.認定申請登録[情報入力]




[代行登録者情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合




[代行登録者情報] を入力します
（任意）

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。
「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報が確認できるものに限る）

# 2-3.認定申請登録[情報入力]




[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

**印鑑証明書情報**

| | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 1 | 東京　太郎 |
| 日付 | 2 | 2017/05/01 |
| 印刷番号（法務局発行のみ） | 3 | 12345678 |
| 発行主体（法務局発行のみ） | 4 | ○○法務局△△出張所 |

法務局発行印鑑証明書サンプル




[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください
※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です
※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください）
※印鑑証明書は申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限るとなっておりますのでご注意ください。
※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。
※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。

**記載例：東京法務局練馬出張所**
**神戸地方法務局西宮市局**

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## 遵守事項の確認をします

### 遵守事項

- [ ] 事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- [ ] 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。
- [ ] 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- [ ] 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
- [ ] 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。
- [ ] 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- [ ] この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。
- [ ] 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- [ ] この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
- [ ] 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックをして下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

※[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）] の場合のみ表示され、チェックが必要です。

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## 遵守事項の確認をします

### 内部積立てで、[金銭の積立ての方法により資金を確保する]を選択した場合

**遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合）**

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- □ 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- □ 積立計画の内容及び資金確保の方法に関する事項を公表すること。
- □ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第５条第１項第６号及び第７号に基づく費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報についての提供（以下「定期報告」という。）の際に、積立予定総額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てていることを報告し、かつ、これを公表すること
- □ 内部積立要件のいずれかを満たさな
  また、上記推進機関への積立て
  ては、解体等費用に充てるための

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックをして下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

### 内部積立てで、[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

**遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合）**

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- □ 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- □ 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- □ 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること
- □ 内部積立要件のいずれかを満たさな
  また、上記推進機関への積立て
  ては、解体等費用に充てるための

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックをして下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

# 2-3.認定申請登録[情報入力]

## 確認事項を確認し、GビズID利用の有無を選択します

**確認事項**

下記の確認事項について、登録者ではなく
なお、本システムでご記入いただいた住所
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関

※事業者の名義等を無断で使用し、申請

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサ
・収集した情報は、申請いただいた内容は 調係府省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

1
☐ 上記利用目的に同意します。

☐ 当該申請を巡り、事業者と登録者の間

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について登録者ではなく事業者本人が確認し事業者の同意を十分に得た上で登録手続きを行って下さい

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

**※太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合のみ**

GビズIDの利用の有無について、該当の選択肢を選択して下さい

| 事業者情報 | 発電設備情報 | 発電設備の設置場所 | 太陽電池に係る事項 | 保守点検責任者等 | 代行登録者情報 | 印鑑証明書情報 | GビズID利用の有無 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

「GビズID利用の有無」タブをクリックします

**GビズID利用の有無**

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

2
○ GビズIDを利用します。
◉ GビズIDを利用しません。

3
戻　る　　内容確認

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※この時点ではまだ申請手続きは完了していません

# 2-4.認定申請登録[内容確認]

登録内容を確認します

入力内容に誤りがないかどうか確認して下さい

こちらのサンプル画像は、実際の画像の一部を省略しています




「保存して次に進む」ボタンをクリックします

※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

※注意

ボタンをクリックすると、登録者と事業者が違う場合、事業者の方にID登録のメールが送信されます

# 2-5.認定申請登録[設置場所入力]

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。




代表地番は本画面では編集できません。
認定申請登録画面で編集してください。

「追加」：複数の[設置場所]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
（1件の場合と代表地番は削除できません）

「一括追加」：入力された件数分、行を追加します。
「一括コピー」：入力された件数分、行を複製します。
※以下の場合5件追加、コピーします。

5 件 一括追加 一括コピー

# 2-5.認定申請登録[設置場所入力]

郵便番号表記のない場所に、発電設備を設置する場合



# 2-5.認定申請登録[設置場所入力]

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。




1画面に最大200件まで表示・入力が可能です。
200件以上を入力する場合は「一時保存(次ページ)」を押下し、次画面で追加してください。
※前の200件を表示・編集する場合は「一時保存(前ページ)」で戻ることが可能です。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

**●太陽光10kW以上50kW未満の場合、**
**事業実施体制図情報入力画面へ（【事業実施体制図】マニュアル）進みます。**

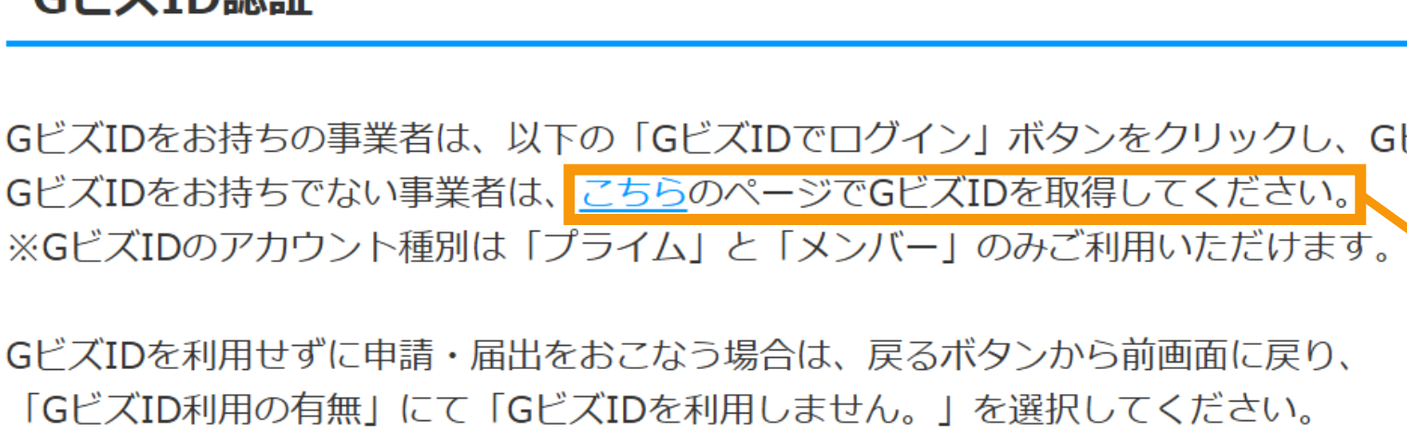
**●それ以外の場合**
**◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.66へ進みます。**
**◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.67へ進みます。**

# 2-6.認定申請登録[GビズID認証]

## [GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は
再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.67へお進みください。




GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです




GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックます

申請内容登録画面に戻ります
**※マニュアルP.61に戻り、GビスIDを利用しないを選択してください**

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

**GビズID認証画面に進みます**
**※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください**
**※GビズID認証完了後、マニュアルP.67へお進みください**

# 2-7.認定申請登録[緯度経度修正]

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

地図の表示は
＋クリックで拡大、
－クリックで縮小
することができます

※地図上にカーソルを合わせ、スクロールすることでも拡大・縮小が可能です

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所が10地番ごとに表示されます。

11地番以上入力した場合は右下のページングを利用して表示を切り替えて修正します




ピンを表示・移動することができる地図エリア

発電設備の設置場所を11地番以上入力した場合、表示を切り替えることができます
**※ページを切り替える前にピンの移動を行った場合は必ず一時保存ボタンで情報を保存してください**
**一時保存をしなかった場合、変更した情報はリセットされます**

情報入力画面に戻る場合に利用します

住所表示を次のページに切り替える場合や書類添付画面に進む前に一度保存したい場合に利用します

書類添付画面に進む場合に利用します

# 2-7.認定申請登録[緯度経度修正]

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。



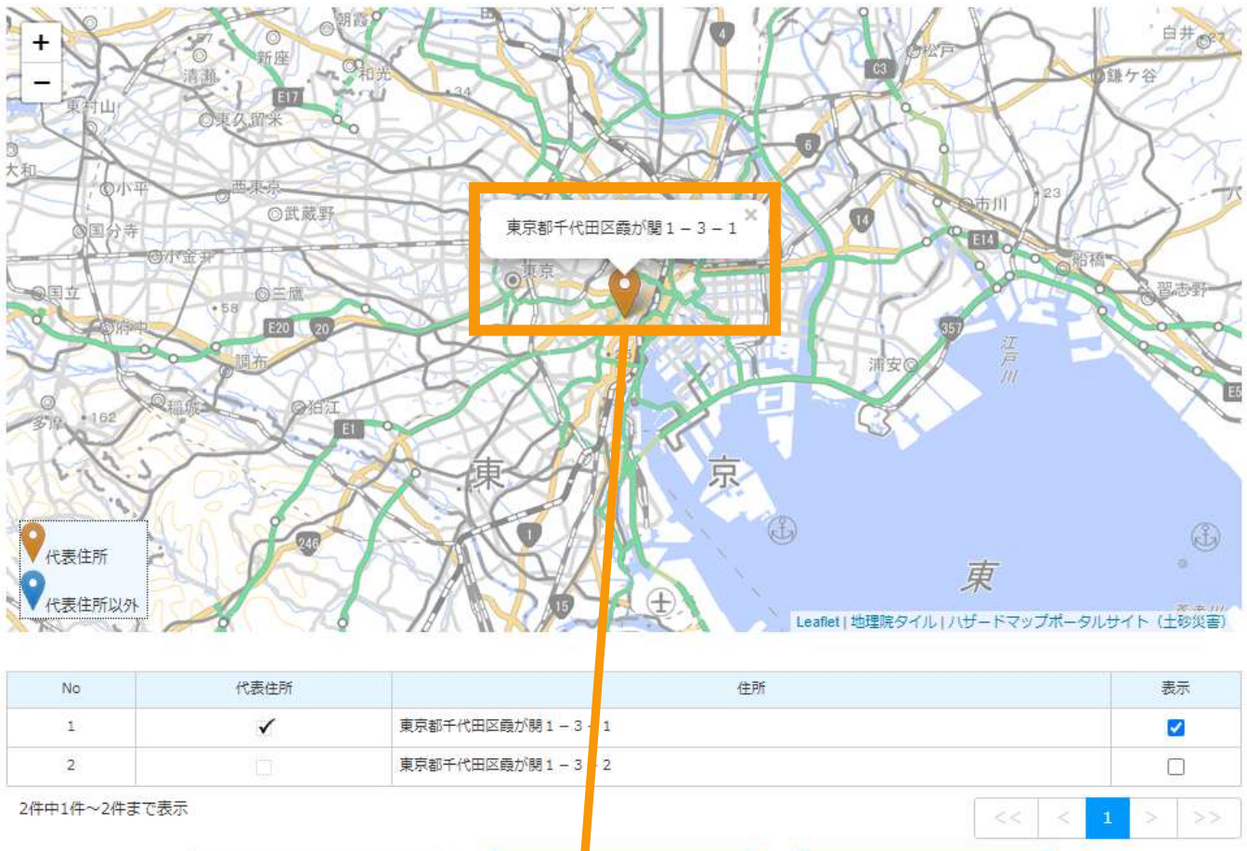

| No | 代表住所 | 住所 | 表示 |
|---|---|---|---|
| 1 | ✓ | 東京都千代田区霞が関１－３－１ | ☐ |
| 2 | ☐ | 東京都千代田区霞が関１－３－２ | ☐ |

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻　る　　一時保存　　保存して次に進む

地図上にピンを表示したい地番の表示チェックにチェックを付けます
※チェックは複数つけることができます




| No | 代表住所 | 住所 | 表示 |
|---|---|---|---|
| 1 | ✓ | 東京都千代田区霞が関１－３－１ | ☑ |
| 2 | ☐ | 東京都千代田区霞が関１－３－２ | ☐ |

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻　る　　一時保存　　保存して次に進む

地図上にピンが表示されるので、位置を確認し、位置を変更する場合はピンをドラッグ＆ドロップで移動させて調整します

# 2-7.認定申請登録[緯度経度修正]

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。




| No | 代表住所 | 住所 | 表示 |
|---|---|---|---|
| 1 | ✓ | 東京都千代田区霞が関１－３－１ | ☑ |
| 2 | | 東京都千代田区霞が関１－３－２ | ☐ |

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻 る　一時保存　保存して次に進む

書類添付画面に進まずにピンの調整の一時保存だけをしたい場合は「一時保存」ボタンをクリックします

ピンの調整が完了したら「保存して次に進む」ボタンをクリックして書類添付画面に進みます

# 2-8.認定申請登録[書類添付]

## 申請に必要な書類を添付します

※必要な書類は申請内容によって異なりますので、ご注意下さい

※申請時に提出する各種契約書に関し、紙の契約書に代えて電子契約書を提出することも可能ですが、
真正性確保の観点から、電子署名法に基づく認定認証事業者が発行した電子証明書付きの電子署名がなされた電子契約書のみ、申請書類として使用可能です。
認定を受けた認証事業者の情報については、法務省ＨＰをご確認ください。
（**https://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html**）




### [添付ファイル]アップロード用一覧

※必須項目は必ず書類添付してください
※サンプル画面です

# 2-8.認定申請登録[書類添付]

## 書類添付方法(例)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあっては、法人登記簿謄本） 必須

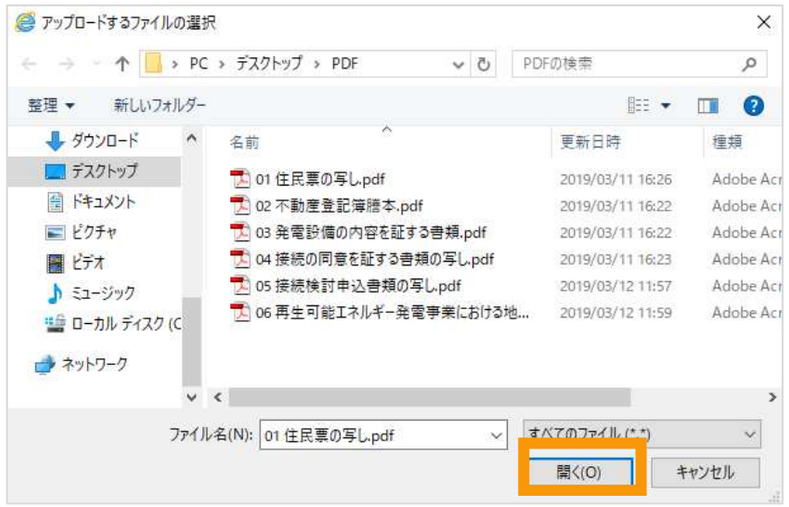
なし　未確認

1 ファイルを選択 選択されていません
アップロード　削除

添付をする書類の「参照」
ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

2




添付するファイルを選択し「開く」
ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあっては、法人登記簿謄本） 必須

なし　未確認

3 ファイルを選択 住民票の写
アップロード　削除

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあっては、法人登記簿謄本） 必須

4 202309141522住民票の写し.pdf　未確認

ファイルを選択 選択されて
アップロード　削除

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

# 2-8.認定申請登録[書類添付]

## 書類添付方法(例)




アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
※長時間経過しても結果が更新されない場合は「**システム操作に関するお問い合わせ窓口**」へお問い合わせください

※簡易チェックの結果は「**添付〇**」か「**添付×**」のいずれかで表示されます。
※「**添付×**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないことになりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
※一つでも「**添付×**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
※「**添付〇**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

# 2-8.認定申請登録[書類添付]

必要な書類を全て添付後、「申請内容確認（申請書出力）」または
「保存して次に進む」ボタンをクリックします




「説明会概要報告書」または「事前周知措置概要報告書」ボタンが表示されている場合は申請内容確認または保存して次に進むの前に当該ボタンをクリックします

※ポップアップが表示され「はい」をクリックして出力します

**●太陽光50kW未満の場合**

「申請内容確認（申請書出力）」ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます
**申請書出力へ進みます･･･P.74へ**

**●太陽光50kW未満以外の場合**

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

**ポップアップが表示されます･･･P.75へ**

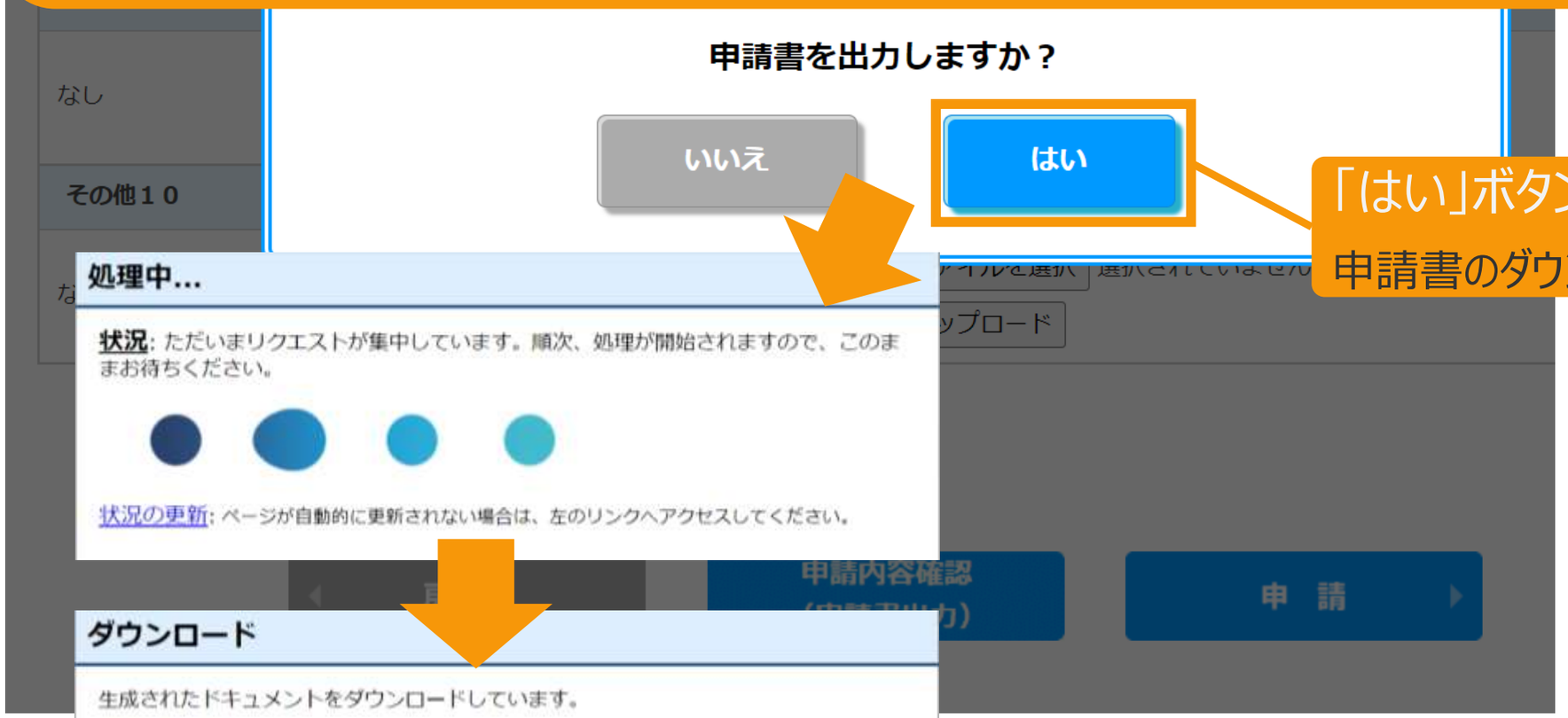
**●共通**

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」となっていることを確認していただいてからそれぞれのボタンをクリックしてください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

# 2-9.認定申請登録[申請内容確認・申請]

申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

※**太陽光50kW未満の手続き**では申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに利用**していただけます。**（郵送等の対応は不要です。）**

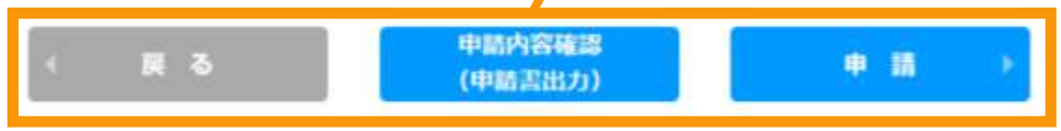



申請書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.91**を確認し、
ポップアップブロック機能の解除を行ってください

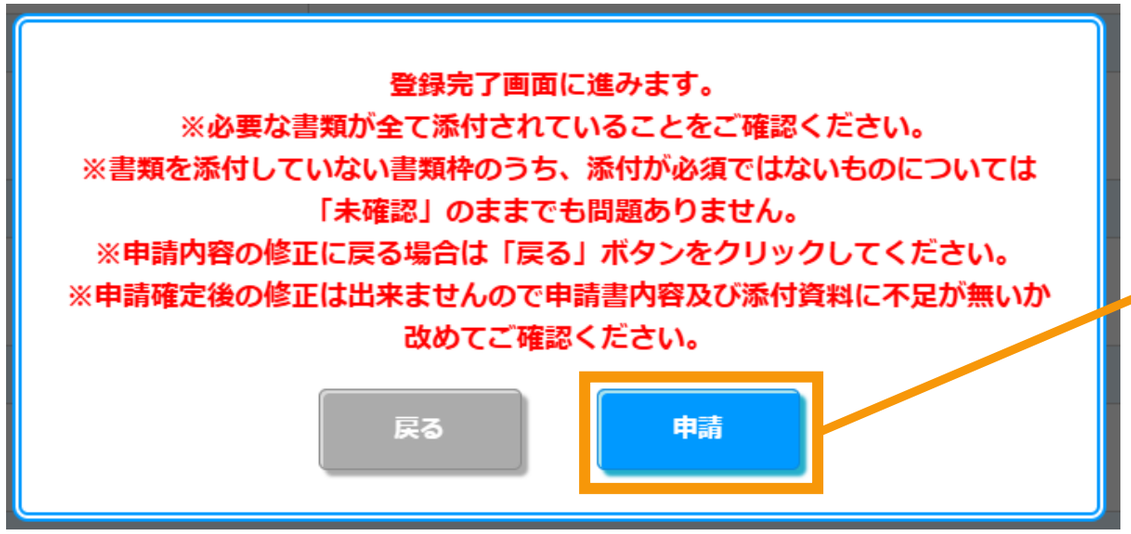
「申請」ボタンをクリックします

**ポップアップが表示されます・・・P.75へ**



# 2-9.認定申請登録[申請内容確認・申請]

## 太陽光50kW未満の場合




ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「申請」ボタンをクリックします

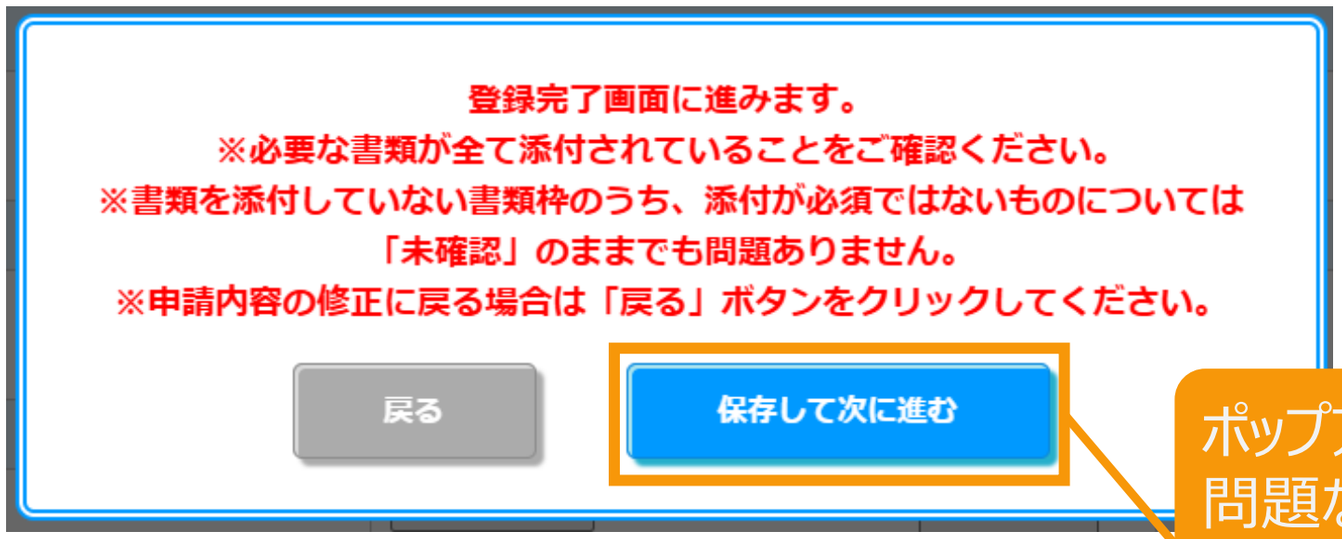
登録完了画面に進みます

**登録者と事業者が同一または**
**登録者と事業者が異なり、**
**事業者のメールアドレスなしの場合・・・P.76へ**

**登録者と事業者が異なり、**
**事業者のメールアドレスありの場合・・・P.77へ**

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

## 太陽光50kW未満以外の場合




ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「保存して次に進む」ボタンをクリックします

**仮登録完了画面へ進みます・・・P.85へ**

# 2-10.認定申請登録[登録完了]

登録完了画面が表示され、新規認定申請登録が完了となります。

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されていない場合

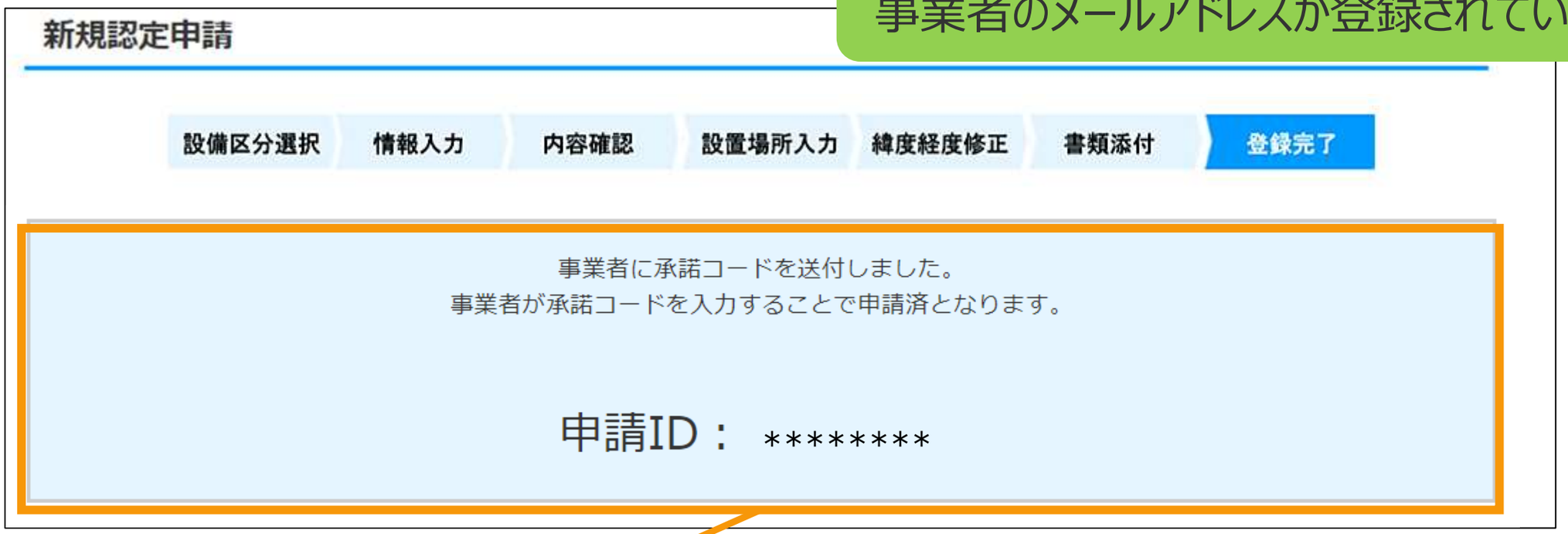


# 2-11.認定申請登録[仮登録完了]

登録完了画面が表示され、新規認定申請の仮登録が完了となります。

※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので
　次ページ以降の手順で事業者による承諾を行います。

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合




登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、
この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておりません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

**新たに事業者を登録した場合・・・P.78へ**

**上記以外の場合・・・P.80へ**

# 2-12.認定申請登録[ユーザ登録確認]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から

[ユーザ登録確認] のメールが送信されます

[新たに事業者を登録します]を選択している場合

ユーザ登録確認メール(例)

様

再生可能エネルギー電子申請（マイページ）へようこそ！使用を開始するには、

https://www.fit-portal.go.jp/mypage/login?c=yEJ26mD4HYyJDKRZN_eiUvTLXcz3BNOdWXNeUEdOeDuiNfP29q9ukf.v7PJngzMI2gqo4kOboEcSYvUPMIx.OAV9oT_fEqRcK2.zExItitm7tUht3iVjBeOdijY_HLnuhGkxumEykyFe_7hZJIXfXADO6LRjmA%3D%3D

にアクセスしてください

ユーザ名:

よろしくお願い申し上げます。

経済産業省　資源エネルギー庁

[URL]をクリックします

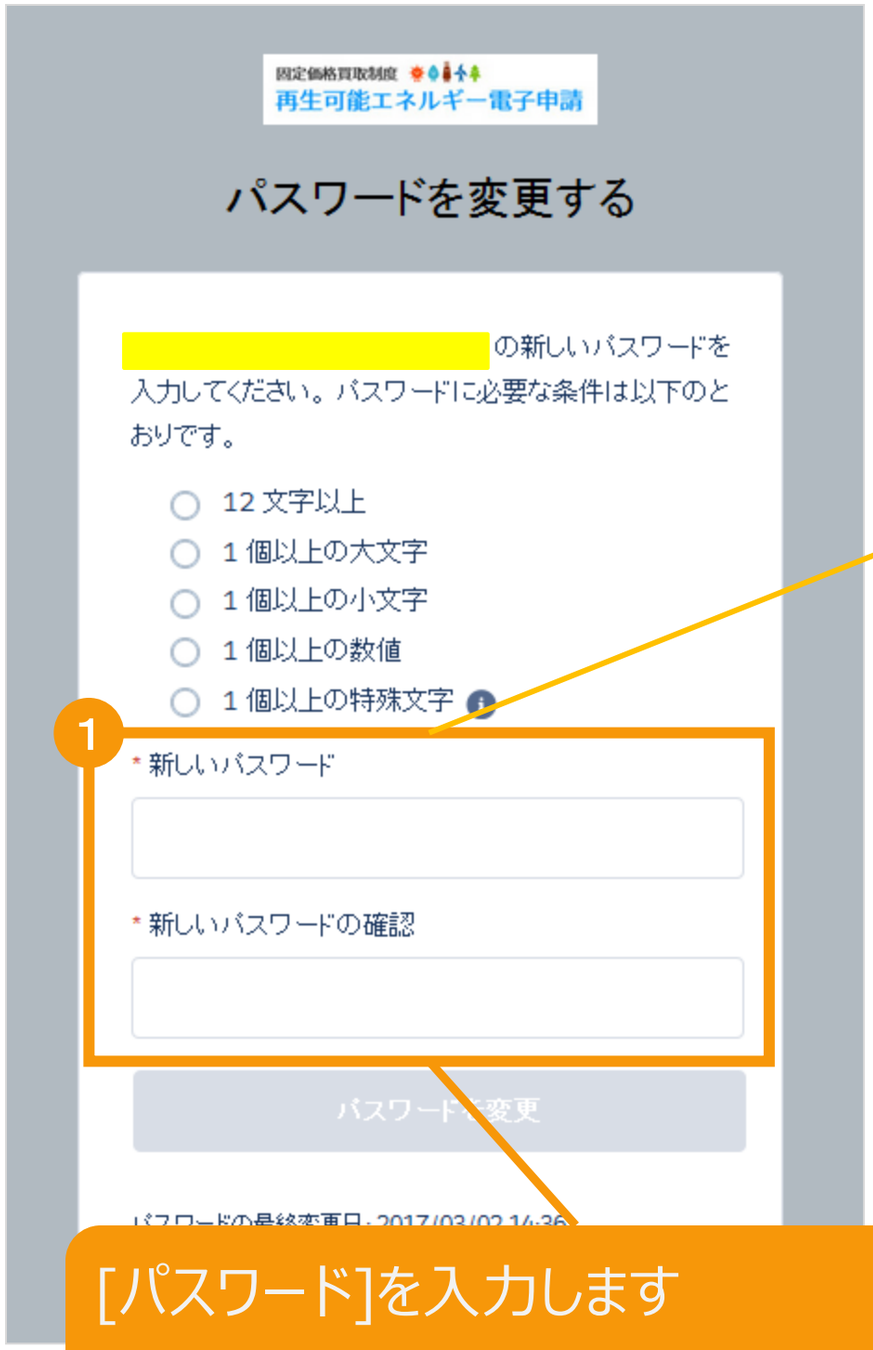
パスワード変更画面が開きます

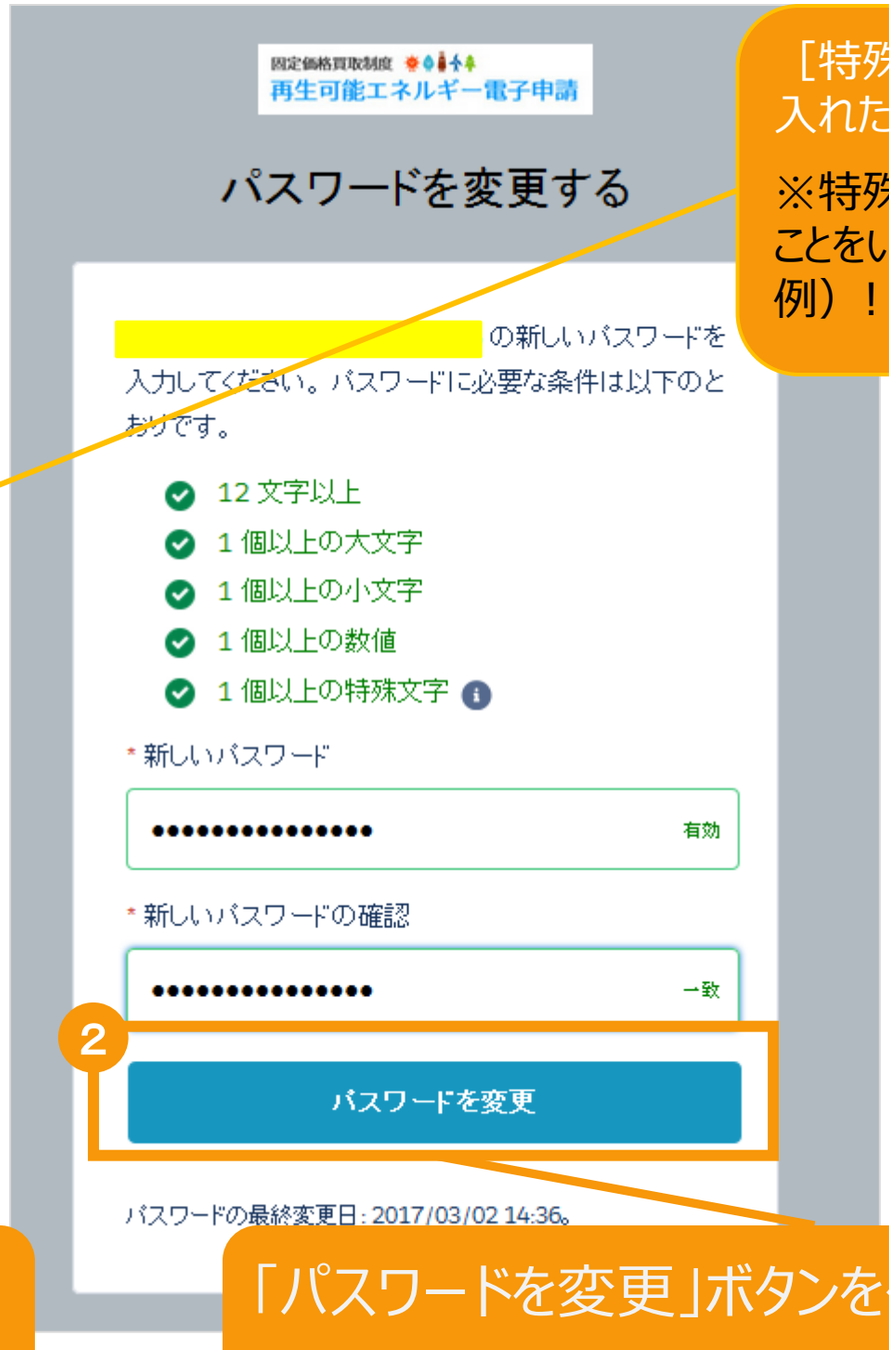
# 2-12.認定申請登録[ユーザ登録確認]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

パスワードを変更します

[新たに事業者を登録します]を選択している場合




［特殊文字］を必ず 1 個以上入れたパスワードを設定します

※特殊文字とは下記の文字のことをいいます
例）！“ ＃ ＄ ％ ＆

[パスワード]を入力します

※要件を満たすようにパスワードを入力します

「パスワードを変更」ボタンをクリックします

マイページへ進みます

# 2-13.認定申請登録[事業者による承諾]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[内容確認のお知らせ]のメールが送信されます。

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

記載されている【操作手順】の通りに操作を行っていただきます。

## 内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

＊＊＊＊様

ＪＰＥＡ代行申請センターです。

＊＊＊＊様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

＊＊＊＊様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

１．下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin

ログインID：＊＊＊＊

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword）

２．マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

３．認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：＊＊＊＊

４．ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

５．申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は＊＊＊＊様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：＊＊＊＊

６．登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

# 2-13.認定申請登録[事業者による承諾]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

マイページが表示され、[ユーザ]登録が完了となり、

続いて「申請確認」をします

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

新規認定申請入力 ›

認定申請一覧 ›

認定設備一覧 ›

みなし認定設備一覧 ›
28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。
（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）

提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

# 2-13.認定申請登録[事業者による承諾]

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

事業者の方に手続きして頂く手順となります

認定申請一覧より申請IDで検索を行い、

申請内容参照にて確認し「承諾」をします

申請IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします
※申請確認のお知らせメールの本文に[申請ID]が記載してあります
両方に同じ申請IDを入力すると、入力した申請IDの申請のみ表示されます。

**認定申請一覧**

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID ～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

「参照」ボタンをクリックし、申請の詳細画面に移動します

1件中1件～1件まで表示

| No | 発電設備の区分 | 出力区分 | 申請状態 | 申請種別 | 申請ID ↑ | 設備ID | 事業者名 | 発電設備の出力（kW） | 申請日（登録日） | 初回申請日（承諾日） | 発電設備の名称 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 太陽光 | 10kW以上50kW未満 | 設置者承諾待ち | 変更認定申請 | ******** | | 資源　太郎 | 15.0kW | 2019年03月29日 | | | 参照 |

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

# 2-13.認定申請登録[事業者による承諾]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

申請内容参照にて確認し「承諾」をします

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合




[承諾コード](半角英数字)を入力します

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

「承諾」ボタンをクリックします

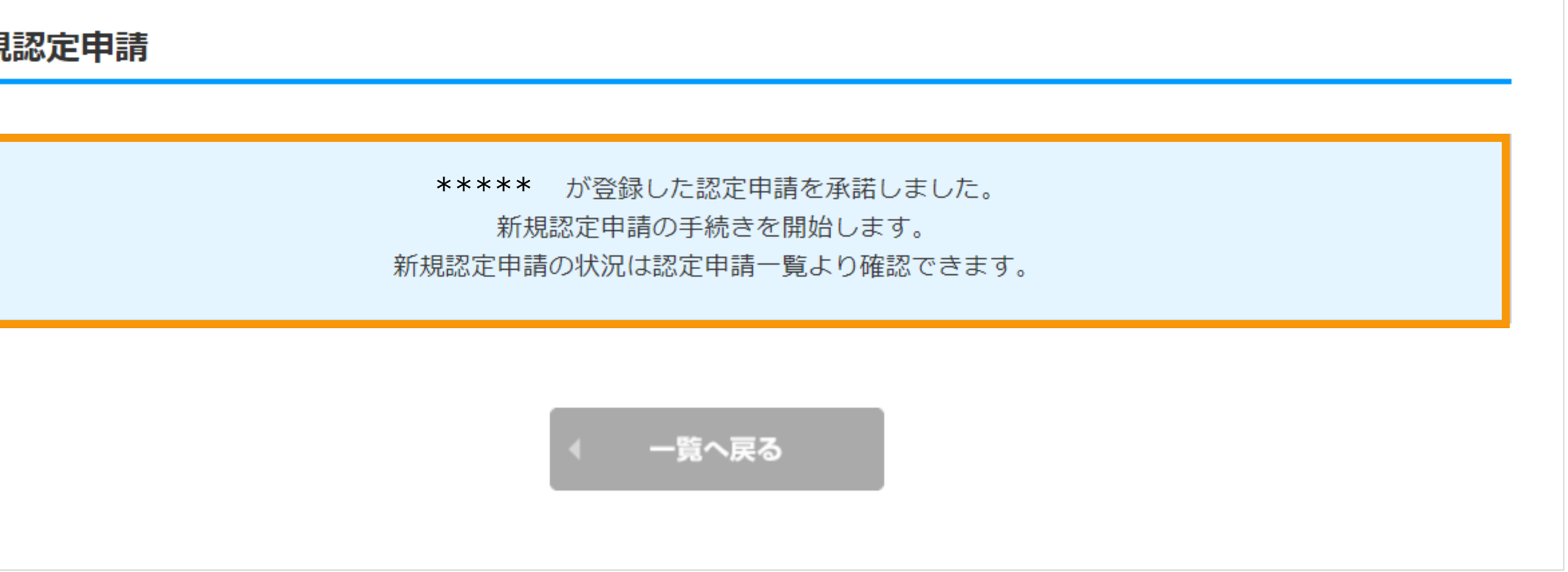
※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります
※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくことになります

# 2-13.認定申請登録[事業者による承諾]

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

事業者の方に手続きして頂く手順となります

確認画面が表示され、認定申請の登録が完了です



# 2-14.認定申請登録[仮登録完了]

仮登録完了画面が表示され、認定申請が仮登録されます

太陽光50kW未満以外の場合

認定申請は仮登録されました。
以下の手続きを行い認定申請を確定させてください。

①画面下部の『申請書の印刷はこちら』をクリックします。
②『申請内容参照』の最下部にある『申請書印刷』ボタンを押下し、申請書を印刷します。
③申請内容を修正する場合は、『編集』ボタンを押下し、編集してください。
　編集後は、再び項番①の手順に戻り進めてください。
④申請内容に問題なければ、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

申請ID：XXXXXXXX

申請書の印刷はこちら

このまま申請書の印刷を行う場合、「申請書の印刷はこちら」リンクをクリックします

**※マニュアルP.86**
**申請内容参照画面へお進み下さい**

# 2-15.認定申請登録

事業実施体制図/関係法令手続状況報告書/バイオマス燃料計画について登録します

太陽光50kW未満以外の場合

①「事業実施体制図」ボタンをクリックします

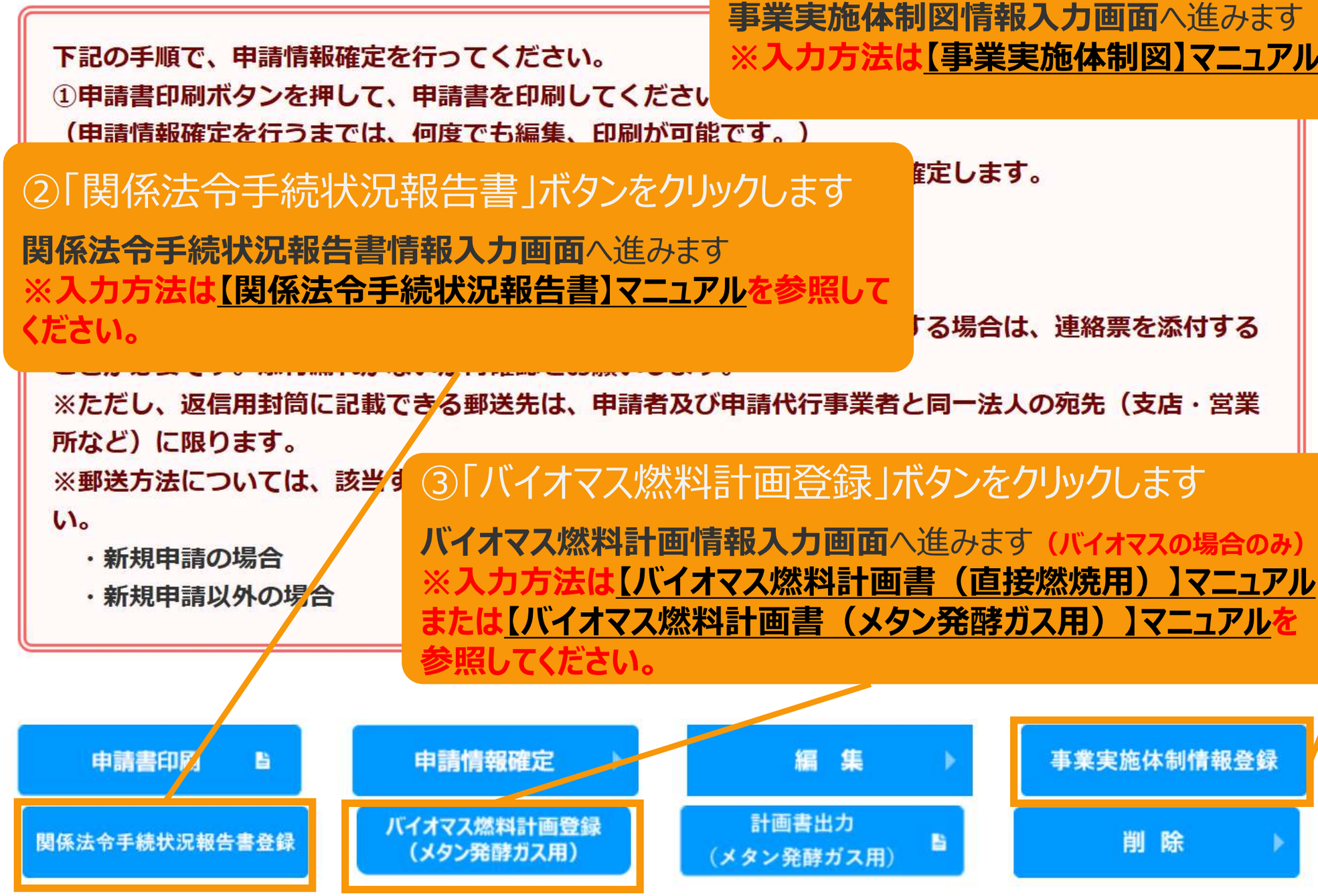
**事業実施体制図情報入力画面**へ進みます
**※入力方法は【事業実施体制図】マニュアルを参照してください。**

②「関係法令手続状況報告書」ボタンをクリックします

**関係法令手続状況報告書情報入力画面**へ進みます
**※入力方法は【関係法令手続状況報告書】マニュアルを参照してください。**

③「バイオマス燃料計画登録」ボタンをクリックします

**バイオマス燃料計画情報入力画面**へ進みます（バイオマスの場合のみ）
**※入力方法は【バイオマス燃料計画書（直接燃焼用）】マニュアルまたは【バイオマス燃料計画書（メタン発酵ガス用）】マニュアルを参照してください。**



# 2-16.認定申請登録[申請書印刷]

申請書を印刷します

太陽光50kW未満以外の場合

**下記の手順で、申請情報確定を行ってください。**
**①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。**
**（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）**
**②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。**
**（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）**
**③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。**

**※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。**
**※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。**
**※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。**
- **新規申請の場合**
- **新規申請以外の場合**

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

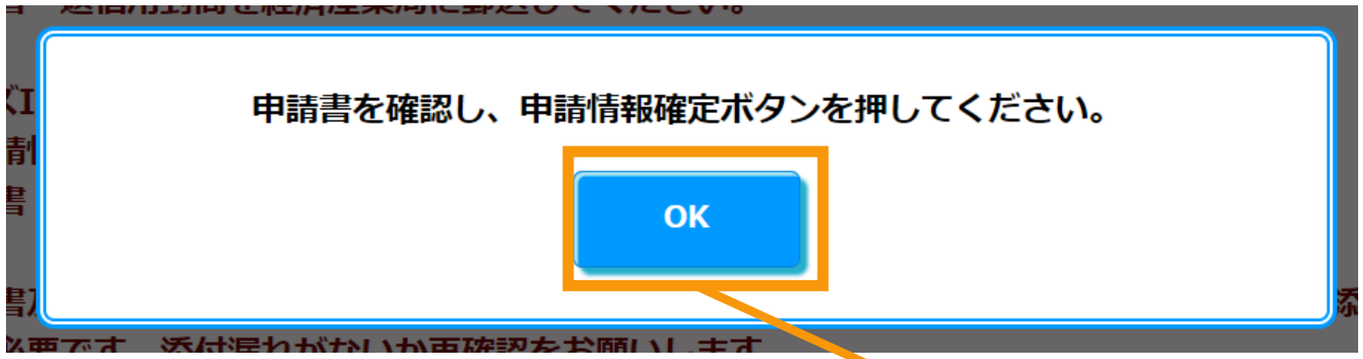



「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

# 2-16.認定申請登録[申請書印刷]

申請書を印刷した後の注意文が表示されます

太陽光50kW未満以外の場合




「ＯＫ」ボタンをクリックします

認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

# 2-16.認定申請登録[申請書印刷]

印刷した申請書の保存を確認します

太陽光50kW未満以外の場合

OPROARTS Prime / sf0144_enr 1.0 b20220318_163439016

**ダウンロード**

生成されたドキュメントをダウンロードしています。

ダウンロード: ダウンロードが自動的に開始されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます




※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.91**を確認し、ポップアップ ブロック機能の解除を行ってください



# 2-16.認定申請登録[申請書印刷]

作成完了した申請書をPDFで表示します
申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ
「申請情報確定」ボタンをクリックして申請情報確定を行ってください

太陽光50kW未満以外の場合

様式第２の２（第４条の２関係）

07186265-0-0

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

2022年 4月 1日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）

（ふりがな）とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者　住　所　（〒 100-8931）
（注１）　東京都千代田区霞が関１－３－１
（ふりがな）しげん　たろう
氏　名 資源　太郎

# 2-16.認定申請登録[申請書印刷]

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

**※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。**

# 2-17.認定申請登録[申請書情報確定]

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います
内容の修正を行いたい場合は、編集ボタンから再度編集を行ってください

太陽光50kW未満
以外の場合

下記の手順で、申
①申請書印刷ボタ
（申請情報確定を
②申請書の内容を
（申請情報確定を
③申請書・返信用

※申請書及び委任
ことが必要です。
※ただし、返信用
所など）に限りま
※郵送方法につい
い。
・新規申請の場
・新規申請以外の場合

「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン

申請書を確認し、問題がなければクリックします。**※マニュアルP.93へお進みください**

「編集」ボタン

申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

「削除」ボタン

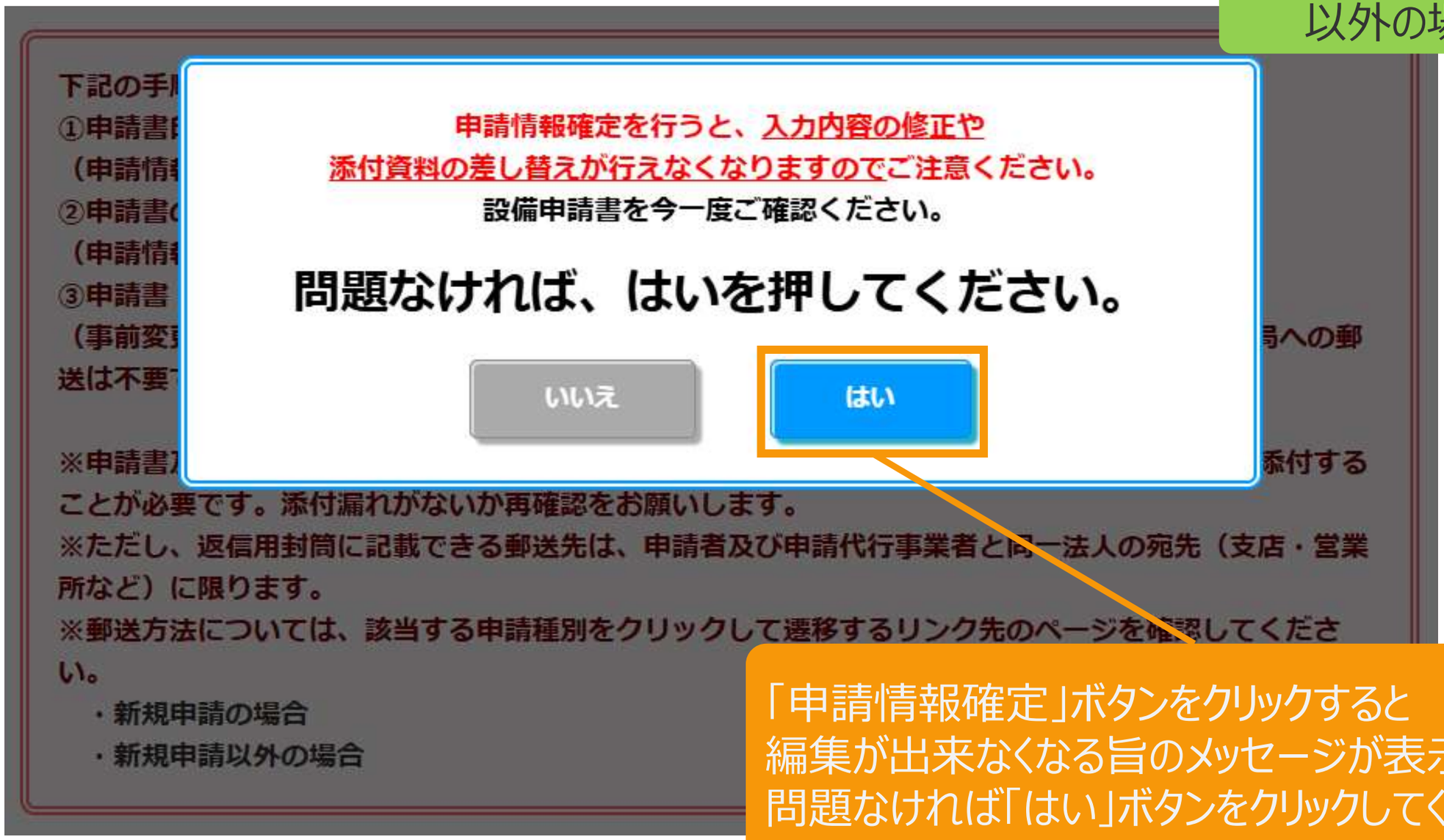
当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。



# 2-17.認定申請登録[申請書情報確定]

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光50kW未満
以外の場合




「申請情報確定」ボタンをクリックすると
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

# 2-17.認定申請登録[申請書情報確定]

申請状態はGビズID利用の有無の選択によって以下の通り自動更新されます。

[GビズIDを利用します]を選択した場合：「申請書出力済（認証済） 」

[GビズIDを利用しません]を選択した場合：「申請書出力済」

太陽光50kW未満以外の場合

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

**申請内容参照**

**申請情報**

| | |
|---|---|
| 申請状態 | 申請書出力済 |
| 初回申請日（承諾日） | 2022年03月02日 |
| 不認定理由 | |

**事業者情報**

| | |
|---|---|
| 事業者自身が入力されていますか？ | 本人 |
| 設備利用者区分 | 自ら太陽光発電設備を設置される方 |

# 3-1.申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います

太陽光50kW未満
以外の場合

| | |
|---|---|
| 保守点検及び維持管理費用総額（円）（税抜き） | 150,000 |
| 廃棄等費用 | 廃棄等費用の総額（円）（税抜き）： 20,000<br>廃棄等費用の算定方法：<br>積立開始時期：<br>積立終了時期：<br>毎月積立金額（円）（税抜き）： 25,000 |

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

再印刷

申請情報確定取り下げ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

# 3-1.申請情報確定取り下げ

申請情報確定の取り下げを行います

太陽光50kW未満
以外の場合

**申請情報確定取り下げ**

申請情報確定取り下げを行います。
よろしければ「申請情報確定取り下げ」を押下してください。
※申請情報の編集を行うものではございませんのでご注意ください。
※申請情報確定取り下げを行った場合、仮登録情報と本登録情報が取り下げられます。
取り下げ後は、仮登録情報及び本登録情報は消滅し、復活させることができません。
改めてご確認の上、本当によろしければ「取り下げ」ボタンを押下してください。

戻る　　申請情報確定取り下げ

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックすると
申請が取り下げられます

# 3-1.申請情報確定取り下げ

## 申請情報確定取り下げ完了

太陽光50kW未満
以外の場合

**申請情報確定取り下げ**

**申請情報確定取り下げが完了しました。**

戻る

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

申請情報確定取り下げが完了となります
「戻る」ボタンで申請参照画面へ戻ります

# 3-1.申請情報確定取り下げ

太陽光50kW未満
以外の場合

## [申請状態]が申請取り下げとなります

**認定申請一覧**

申請種別　新規認定申請　　認定法区分　FIP

申請ID　　～　　申請状態　申請取り下げ

事業者名　部分一致

申請日（登録日）　2017/04/01　～　2017/05/01

初回申請日（承諾日）　2017/04/01　～　2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分　太陽光

出力区分　--なし--

検索

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

| No | 発電設備の区分 | 出力区分 | 申請状態 | 申請種別 | 申請ID ↑ | 設備ID | 事業者名 | 発電設備の出力（kW） | 申請日（登録日） | 初回申請日（承諾日） | 発電設備の名称 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 太陽光 | 50kW以上250kW未満 | 申請取り下げ | 新規認定申請 | ******** | | 資源　太郎 | 100.0kW | 2022年04月01日 | | FIP太陽光発電所 | 参照 |

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyri

[申請状態]が申請取り下げとなります

# 改訂履歴

| 版 | 改訂履歴 | 改訂内容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1.0 | 2022/04/01 | 新規作成 | |
| 2.0 | 2022/06/14 | P.1,2,78　対応ブラウザ変更 | |
| 3.0 | 2022/07/08 | P.69,74,75,79,80,82　画面差し替え | |
| 4.0 | 2022/11/28 | P.64 画面差し替え | |
| 5.0 | 2023/01/06 | P.10,12,16 画面差し替え | |
| 6.0 | 2023/04/01 | P.25,67～77,81～90　追加<br>P.31,60,66,80　説明文修正<br>P.5,6,7,24,31,60,63,66,80　画面差し替え | |
| 7.0 | 2023/09/20 | P.78～81　説明文追加、画面差し替え | |
| 8.0 | 2023/10/01 | P.6,50　説明文追加、画面差し替え | |
| 9.0 | 2024/03/15 | 全体構成の修正 | |
| 10.0 | 2024/04/01 | P.20,30,31,35,57,60　説明文追加、画面差し替え | |
| 11.0 | 2024/04/05 | P.18　画面差し替え | |
| 12.0 | 2024/04/09 | P.20　説明文追加、画面差し替え | |
| 13.0 | 2024/06/26 | P.78　説明文追加、画面差し替え | |
| 14.0 | 2024/08/01 | 全体構成の修正 | |
| 15.0 | 2024/08/28 | P.40　説明文修正 | |
| 16.0 | 2024/10/01 | P.34,67,69,70　説明文修正、画面差し替え | |
| 17.0 | 2024/12/10 | P.95　画面差し替え | |
| 18.0 | 2025/04/01 | 全体構成の修正 | |
| 19.0 | 2025/12/15 | 全体構成の修正 | |
| 20.0 | 2026/04/01 | P.36～38　説明文追加、画面差し替え | |

# 改訂履歴

| 版 | 改訂履歴 | 改訂内容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 21.0 | 2026/06/29 | P.26,27 説明文修正、画面差し替え | |
| 22.0 | 2026/07/09 | P.75,93,96,97　説明文追加、画面差し替え | |
| 23.0 | 2026/09/17 | P.70　説明文追加 | |
| 24.0 | 2026/10/01 | P.44,47,48　説明文追加 | |
| 25.0 | 2026/11/04 | P.47,48　画面差し替え | |